

教育委員会定例会日程

平成25年6月25日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第16号

小田原市就学指導委員会委員の委嘱について (教育指導課)

日程第2

報告第10号

事務の臨時代理の報告 (キャンパスおだわら運営委員会委員の委嘱) について (生涯学習課)

5 報告事項

(1) (財)小田原市学校建設公社経営状況の報告について (資料1 教育総務課)

(2) 町田小学校屋内運動場火災復旧事業プロポーザル審査結果について

(資料2 教育総務課)

(3) 教育ネットワークシステムの更新について (資料3 教育総務課)

(4) 体罰の実態把握に係る調査結果について (資料4 教育指導課)

(5) 小田原市内中学校における暴力行為 (生徒間暴力) について

(資料4-2 教育指導課)

(6) 史跡小田原城跡御用米曲輪の植栽の取扱いについて (資料5 文化財課)

(7) ピアノ寄贈式・記念コンサートについて (資料6 図書館)

(8) 青少年の体験交流事業等について (資料7 青少年課)

6 議事

日程第3

議案第17号

工事請負契約の締結について【非公開】 (教育総務課)

7 閉 会

議案第 16 号

小田原市就学指導委員会委員の委嘱について

小田原市就学指導委員会委員の委嘱について、議決を求める。

平成 25 年 6 月 25 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市就学指導委員会委員候補者名簿

任期：平成25年7月1日～平成26年6月30日

| No. | 選出区分 | 氏名 | 所属（役職等） |
|-----|----------------|--------|---------------|
| 1 | 医師 | 横田 俊一郎 | 小児科医 |
| 2 | 〃 | 山崎 伸 | 小児科医 |
| 3 | 〃 | 山口 隆之 | 精神科医 |
| 4 | 学識経験者 | 瀧本 朝光 | 小田原市立三の丸小学校長 |
| 5 | 〃 | 夏苺 宏 | 小田原市立泉中学校長 |
| 6 | 本市を管轄する児童相談所職員 | 根本 顕 | 小田原児童相談所 |
| 7 | 本市区域内の特別支援学校教員 | 中村 尚見 | 神奈川県立小田原養護学校 |
| 8 | 特別支援学級設置小学校長 | 田中 誠 | 小田原市立下曾我小学校長 |
| 9 | 小田原市立中学校長 | 岩崎 由美子 | 小田原市立千代中学校長 |
| 10 | 特別支援学級担任 | 杉岡 由紀 | 小田原市立新玉小学校 |
| 11 | 〃 | 高杉 隆幸 | 小田原市立国府津小学校 |
| 12 | 〃 | 川口 ひで代 | 小田原市立大窪小学校 |
| 13 | 〃 | 田村 寿治 | 小田原市立鴨宮中学校 |
| 14 | 〃 | 瀧本 正枝 | 小田原市立城南中学校 |
| 15 | 教育委員会が必要と認める者 | 白石 泰夫 | 心理判定員 |
| 16 | 〃 | 田中 早苗 | 心理判定員 |
| 17 | 〃 | 小倉 直子 | 心理判定員 |
| 18 | 〃 | 栢本 恵子 | 保育課 専門監 |
| 19 | 〃 | 内田 暁子 | 障がい福祉課 専門監 |
| 20 | 〃 | 吉川 由紀子 | 健康づくり課 主査 |
| 21 | 〃 | 小川 由野 | 特別支援教育相談室あおぞら |
| 22 | 〃 | 井上 康子 | 情緒障害児通級教室 |
| 23 | 〃 | 中野 悦子 | ことばの教室 |
| 24 | 〃 | 栗畑 寿一朗 | 教育指導課長 |
| 25 | 〃 | 椎野 美乃 | 教育研究所長 |

報告第10号

事務の臨時代理の報告（キャンパスおだわら運営委員会委員の委嘱）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年6月25日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

キャンパスおだわら運営委員会委員名簿

任期：平成 25 年 6 月 1 日～平成 27 年 5 月 31 日

| 選出区分 | 氏名 | 生年 | 職業等 | 備考 |
|--------------------|---------------------|-----------|----------------------------|----|
| 学識経験者 | かなざわ くみこ 金澤 久美子 | 昭和 33年 | 小田原女子短期大学 助教 | |
| 学識経験者 | さいとう ゆか 齊藤 ゆか | 昭和 49年 | 聖徳大学 准教授 | |
| 学識経験者 | さきょう やすあき 左京 泰明 | 昭和 54年 | 特定非営利活動法人 シブヤ大学学長 | |
| 学識経験者 | みわ けんじ 三輪 建二 | 昭和 31年 | お茶の水女子大学 教授 | |
| 生涯学習の向上に資する活動を行うもの | ありが かのる 有賀 かのる | 昭和 35年 | スクールボランティア チーフコーディネーター | |
| 生涯学習の向上に資する活動を行うもの | あんどう めぐみ 安藤 恵 | 昭和 38年 | 小田原市青少年育成推進員 協議会 常任理事 | |
| 生涯学習の向上に資する活動を行うもの | いわや やすひこ 岩屋 泰彦 | 昭和 31年 | 日本新薬株式会社小田原総 合製剤工場 総務課長 | |
| 生涯学習の向上に資する活動を行うもの | せと みつる 瀬戸 充 | 昭和 8年 | 小田原市自治会総連合 副会長 | |
| 生涯学習の向上に資する活動を行うもの | よなみね のぶしげ 与那嶺 信重 | 昭和 23年 | 小田原寺子屋スクール | |
| 公募市民 | いしい えつこ 石井 悦子 | 昭和 34年 | 無職 | |
| 公募市民 | ながた けいし 永田 圭志 | 昭和 57年 | 会社員 | |
| 教育委員会が必要と認めるもの | みやち ひさこ 宮地 妃佐子 | 昭和 34年 | 小田原高等学校定時制 教頭 | |

選出区分別 50 音順

資料 1

財団法人小田原市学校建設公社

經營狀況報告

目次

| | | | |
|------------|----|-------------|----|
| ■平成24年度決算 | 1 | ■平成25年度事業計画 | 12 |
| 事業報告 | 2 | 事業計画 | 13 |
| 正味財産増減計算書 | 4 | 収支予算書 | 14 |
| 貸借対照表 | 6 | | |
| 財務諸表に対する注記 | 8 | | |
| 財産目録 | 9 | | |
| 事業明細表 | 11 | | |

財団法人小田原市学校建設公社

平成24年度決算

平成24年度財団法人小田原市学校建設公社事業報告

事業概要

平成24年度における事業の概要は、次のとおりです。

1 学校施設貸付事業

昭和57・58年度に建設した町田小学校校舎及び平成4～7年度に建設した三の丸小学校校舎等を小田原市に貸付けいたしました。

貸付面積は、平成24年4月1日から平成24年6月28日まで町田小学校校舎の1,679平方メートル及び三の丸小学校校舎等の1,825平方メートルの合計3,504平方メートル。
平成24年6月29日から平成25年3月31日までは町田小学校校舎の1,679平方メートル及び三の丸小学校校舎等の744平方メートルの合計2,423平方メートルです。

2 学校施設譲渡事業

平成4～7年度に建設した三の丸小学校屋内運動場棟1階及び2階部分1,081平方メートルを、平成24年6月22日に628,534,385円で、小田原市に譲渡いたしました。

3 事業の状況

(1) 学校施設貸付事業の内容

| 建設年度 | 施設名 | 貸付期間 | 貸付面積 |
|-----------|---------------------|---------------------------|--------|
| 昭和57・58年度 | 町田小学校校舎 (第2期建設分) | 平成24年4月1日 ～平成25年3月31日 | 1,679㎡ |
| 平成4～7年度 | 三の丸小学校校舎等 | 平成24年4月1日 ～平成24年6月28日 | 1,825㎡ |
| | | 平成24年6月29日 ～平成25年3月31日 | 744㎡ |
| | | 平成24年4月1日 ～平成24年6月28日 | 3,504㎡ |
| 計 | | 平成24年6月29日 ～平成25年3月31日 | 2,423㎡ |

(2) 学校施設譲渡事業

| 建設年度 | 施設名 | 譲渡契約日及び譲渡金額 | 貸付面積 |
|---------|--------------------------|----------------------------|--------|
| 平成4～7年度 | 三の丸小学校屋内運動場棟 1階及び2階部分 | 平成24年6月22日 628,534,385円 | 1,081㎡ |
| 計 | | | 1,081㎡ |

正味財産増減計算書

財団法人小田原市学校建設公社

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 |
|--------------|-----------|-----------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| ① 基本財産運用益 | 1,250 | 1,503 | △ 253 |
| ② 基本財産受取利息 | | | |
| ① 受取補助金等 | 3,954,512 | 5,399,582 | △ 1,445,070 |
| ② 市補助金 | | | |
| ③ 雑収益 | 524 | 212 | 312 |
| 受取利息 | 1,300 | 1,300 | 0 |
| 受取配当金 | 0 | 0 | 0 |
| 雑収益 | 0 | 0 | 0 |
| 経常収益計 | 3,957,586 | 5,402,597 | △ 1,445,011 |
| (2) 経常費用 | | | |
| ① 管理費 | 0 | 1,200 | △ 1,200 |
| 支払手数料 | 380,000 | 400,700 | △ 20,700 |
| 租税公課 | 3,574,512 | 4,999,582 | △ 1,425,070 |
| 支払利息 | 3,954,512 | 5,401,482 | △ 1,446,970 |
| 経常費用計 | 3,074 | 1,115 | 1,959 |
| 当期経常増減額 | 3,074 | 1,115 | 1,959 |

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 |
|---------------|-------------|-----------|-------------|
| 2. 経常外増減の部 | | | |
| (1) 経常外収益 | | | |
| 流動資産売却益 | 628,534,385 | 0 | 628,534,385 |
| 流動資産建物売却益 | | | |
| 経常外収益計 | 628,534,385 | 0 | 628,534,385 |
| (2) 経常外費用 | | | |
| 流動資産建物売却損 | | | |
| 流動資産建物売却損 | 628,534,385 | 0 | 628,534,385 |
| 経常外費用計 | 628,534,385 | 0 | 628,534,385 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 3,074 | 1,115 | 1,959 |
| 一般正味財産期首残高 | 298,077 | 296,962 | 1,115 |
| 一般正味財産期末残高 | 301,151 | 298,077 | 3,074 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 5,000,000 | 5,000,000 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 5,000,000 | 5,000,000 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | 5,301,151 | 5,298,077 | 3,074 |

貸借対照表

財団法人小田原市学校建設公社

平成 25 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 |
|--------------|-------------|---------------|---------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1. 流動資産 | | | |
| 現金預金 | 264,916 | 261,842 | 3,074 |
| 建物 | 421,139,850 | 1,049,674,235 | △ 628,534,385 |
| 流動資産合計 | 421,404,766 | 1,049,936,077 | △ 628,531,311 |
| 2. 固定資産 | | | |
| (1) 基本財産 | | | |
| 定期預金 | 5,000,000 | 5,000,000 | 0 |
| 基本財産合計 | 5,000,000 | 5,000,000 | 0 |
| (2) その他の固定資産 | | | |
| 出資金 | 30,000 | 30,000 | 0 |
| その他の固定資産合計 | 30,000 | 30,000 | 0 |
| 固定資産合計 | 5,030,000 | 5,030,000 | 0 |
| 資産合計 | 426,434,766 | 1,054,966,077 | △ 628,531,311 |
| II 負債の部 | | | |
| 1. 流動負債 | | | |
| 短期借入金 | 421,133,615 | 1,049,668,000 | △ 628,534,385 |
| 流動負債合計 | 421,133,615 | 1,049,668,000 | △ 628,534,385 |
| 負債合計 | 421,133,615 | 1,049,668,000 | △ 628,534,385 |

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 |
|---------------|-------------|---------------|---------------|
| Ⅲ 正味財産の部 | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | |
| 受贈定期預金 | 5,000,000 | 5,000,000 | 0 |
| 指定正味財産合計 | 5,000,000 | 5,000,000 | 0 |
| (うち基本財産への充当額) | (5,000,000) | (5,000,000) | (0) |
| 2. 一般正味財産 | 301,151 | 298,077 | 3,074 |
| (うち基本財産への充当額) | (0) | (0) | (0) |
| 正味財産合計 | 5,301,151 | 5,298,077 | 3,074 |
| 負債及び正味財産合計 | 426,434,766 | 1,054,966,077 | △ 628,531,311 |

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券（出資金）の評価方法について
有価証券（出資金）の評価方法は、取得原価をもって貸借対照表価額としている。
- (2) 棚卸資産の評価方法について
棚卸資産の評価方法は、個別法に基づく原価法により実施している。
- (3) 消費税等の会計処理について
税込方式を採用している。

2. 会計方針

「公益法人会計基準」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）を適用している。

3. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

| 科 | 目 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|------|------|-----------|-------|-------|-----------|
| 基本財産 | 定期預金 | 5,000,000 | 0 | 0 | 5,000,000 |
| 合 | 計 | 5,000,000 | 0 | 0 | 5,000,000 |

(単位：円)

4. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

| 科 | 目 | 当期末残高 | (うち指定正味財産からの充当額) | (うち一般正味財産からの充当額) | (うち負債に対応する額) |
|------|------|-----------|------------------|------------------|--------------|
| 基本財産 | 定期預金 | 5,000,000 | (5,000,000) | (0) | — |
| 合 | 計 | 5,000,000 | (5,000,000) | (0) | — |

(単位：円)

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

| 補助金等の名称 | 交付者 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 | 貸借対照表上の記載区分 |
|---------|------|-------|-----------|-----------|-------|-------------|
| 運営費補助金 | 小田原市 | — | 380,000 | 380,000 | — | — |
| 利子補給金 | 小田原市 | — | 3,574,512 | 3,574,512 | — | — |
| 合 | 計 | — | 3,954,512 | 3,954,512 | — | — |

(単位：円)

財 産 目 録

財団法人小田原市学校建設公社

平成 25 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 | 額 |
|------------|-------------|-------------|
| I 資産の部 | | |
| 1. 流動資産 | | |
| (1) 現金預金 | | |
| 普通預金 | | |
| さがみ信用金庫本店 | 63,456 | |
| 横浜銀行小田原支店 | 115,730 | |
| スルガ銀行小田原支店 | 61,804 | |
| 中南信用金庫下中支店 | 23,926 | |
| 現金預金合計 | 264,916 | |
| (2) 建物 | | |
| 町田小学校校舎 | 203,359,619 | |
| 三の丸小学校校舎等 | 217,780,231 | |
| 建物合計 | 421,139,850 | |
| 流動資産合計 | | 421,404,766 |
| 2. 固定資産 | | |
| (1) 基本財産 | | |
| 定期預金 | | |
| さがみ信用金庫本店 | 1,600,000 | |
| 横浜銀行小田原支店 | 1,700,000 | |
| スルガ銀行小田原支店 | 1,700,000 | |
| 基本財産合計 | 5,000,000 | |

| 科 目 | 金 額 | 額 |
|-------------|-------------|-------------|
| (2) その他固定資産 | | |
| 出資金 | | |
| さがみ信用金庫 | 20,000 | |
| 中南信用金庫 | 10,000 | |
| その他固定資産合計 | 30,000 | |
| 固定資産合計 | | 5,030,000 |
| 資産合計 | | 426,434,766 |
| II 負債の部 | | |
| I. 流動負債 | | |
| (1) 短期借入金 | | |
| さがみ信用金庫本店 | 421,133,615 | |
| 短期借入金合計 | 421,133,615 | |
| 流動負債合計 | | 421,133,615 |
| 負債合計 | | 421,133,615 |
| 正味財産 | | 5,301,151 |

平成24年度財団法人小田原市学校建設公社事業明細表

1 期首建物棚卸高

(単位：円)

| 施設名 | 工事請負費 | 設計等委託料 | 建設利息 | 報償費 | 合計 |
|---------------------|-------------|------------|------------|---------|---------------|
| 町田小学校校舎 (第2期建設分) | 198,740,000 | 4,000,000 | 619,619 | 0 | 203,359,619 |
| 三の丸小学校校舎等 | 788,337,116 | 45,671,703 | 11,502,462 | 803,335 | 846,314,616 |
| 計 | 987,077,116 | 49,671,703 | 12,122,081 | 803,335 | 1,049,674,235 |

2 期末建物棚卸高

(単位：円)

| 施設名 | 工事請負費 | 設計等委託料 | 建設利息 | 報償費 | 合計 |
|---------------------|-------------|------------|-----------|---------|-------------|
| 町田小学校校舎 (第2期建設分) | 198,740,000 | 4,000,000 | 619,619 | 0 | 203,359,619 |
| 三の丸小学校校舎等 | 174,221,739 | 39,630,403 | 3,124,754 | 803,335 | 217,780,231 |
| 計 | 372,961,739 | 43,630,403 | 3,744,373 | 803,335 | 421,139,850 |

財団法人小田原市学校建設公社

平成25年度事業計画

平成25年度財団法人小田原市学校建設公社事業計画

1 学校施設貸付事業

| 施設名 | 面積 | 積 | 貸付期間 | 備 | 考 |
|---------------------|-------|----------------|---------------------|---|--|
| 町田小学校校舎 (第2期建設分) | 1,679 | m ² | 平成25年4月1日 ～譲渡予定日 | | |
| 三の丸小学校 校舎ほか | 744 | m ² | 平成25年4月1日 ～譲渡予定日 | | 貸付面積の中に外便所・体育器具庫棟 (72m ²)を含む。 |
| 合 計 | 2,423 | m ² | 平成25年4月1日 ～譲渡予定日 | | |

2 学校施設譲渡事業

| 施設名 | 面積 | 積 | 譲渡金額 (単位 千円) | 備 考 | | |
|---------------------|-------|----------------|-----------------|-----------|----------|------------|
| | | | | 建設年度 | 譲渡代金受領方法 | 譲渡予定日 |
| 町田小学校校舎 (第2期建設分) | 1,679 | m ² | 203,360 | 昭和57～58年度 | 一括 | 平成25年6月28日 |
| 三の丸小学校 校舎ほか | 744 | m ² | 217,780 | 平成4～7年度 | 一括 | 平成25年6月28日 |
| 合 計 | 2,423 | m ² | 421,140 | | | |

収 支 予 算 書

平成25年4月1日 から 平成26年3月31日まで

財団法人小田原市学校建設公社

(単位：千円)

| 科 目 | 予 算 額 | 前年度予算額 | 増 減 | 備 考 |
|------------|---------|---------|-----------|-----|
| I 事業活動収支の部 | | | | |
| 1. 事業活動収入 | | | | |
| ① 基本財産運用収入 | | | | |
| 基本財産利息収入 | 2 | 4 | △ 2 | |
| ② 事業収入 | | | | |
| 学校施設譲渡事業収入 | 421,140 | 628,535 | △ 207,395 | |
| 補助金等収入 | | | | |
| 市補助金収入 | 1,162 | 6,379 | △ 5,217 | |
| 雑収入 | | | | |
| 受取利息収入 | 2 | 1 | 1 | |
| 配当金収入 | 2 | 1 | 1 | |
| 事業活動収入計 | 422,308 | 634,920 | △ 212,612 | |
| 2. 事業活動支出 | | | | |
| ① 事業費支出 | | | | |
| 学校施設譲渡事業支出 | 421,140 | 628,535 | △ 207,395 | |
| ② 管理費支出 | | | | |
| 旅費交通費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 交際費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 消耗品費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 支払手数料支出 | 3 | 3 | 0 | |
| 印刷製本費支出 | 1 | 1 | 0 | |
| 通信運搬費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 公課費支出 | 102 | 602 | △ 500 | |
| 支払利息支出 | 1,062 | 5,779 | △ 4,717 | |
| 事業活動支出計 | 422,308 | 634,920 | △ 212,612 | |
| 事業活動収支差額 | 0 | 0 | 0 | |

| 科 目 | 予 算 額 | 前年度予算額 | 増 減 | 備 考 |
|-------------|---------|-----------|-----------|-----|
| II 財務活動収支の部 | | | | |
| 1. 財務活動収入 | | | | |
| ① 借入金収入 | | | | |
| 短期借入金収入 | 421,134 | 1,049,668 | △ 628,534 | |
| 財務活動収入計 | 421,134 | 1,049,668 | △ 628,534 | |
| 2. 財務活動支出 | | | | |
| ① 借入金返済支出 | | | | |
| 短期借入金返済支出 | 421,134 | 1,049,668 | △ 628,534 | |
| 財務活動支出計 | 421,134 | 1,049,668 | △ 628,534 | |
| 財務活動収支差額 | 0 | 0 | 0 | |
| III 子備費支出 | | | | |
| 当期収支差額 | 262 | 261 | 1 | |
| 前期繰越収支差額 | 0 | 0 | 0 | |
| 前期繰越収支差額 | 262 | 261 | 1 | |
| 次期繰越収支差額 | 0 | 0 | 0 | |

町田小学校屋内運動場火災復旧事業プロポーザル審査結果について

小田原市立町田小学校屋内運動場火災復旧事業プロポーザルについては、6月6日開催の第4回審査委員会において、最優秀提案者が選定されました。これをもとに市で検討した結果、町田小学校屋内運動場火災復旧事業の契約候補者を決定しました。

1 プロポーザルの審査結果

(1) 最優秀提案者 エス・ケイ・ディ・山一産業特定建設工事共同企業体

(2) 提案内容

ア 施設計画概要

屋内運動場は、旧屋内運動場の位置へ、プール附属棟は、プールの南側へ建設する提案であった。

屋内運動場の構成は、東側（給食調理場側）ヘステージ、北側（道路側）へ器具庫、更衣室等の諸室を配置する計画である。

また、災害時の冠水に配慮し、屋内運動場の床高を高くしているが、スロープや多目的トイレを設置するなど、バリアフリー化を図っている。

さらに、仮設計画等に工夫をこらし、工期の短縮と運動場への影響の減少に努めている。

その他、広域避難場所としての施設整備計画について、要求水準以上の提案があった。

イ 施設規模

- ・ 屋内運動場 鉄骨造地上2階建
(延床面積874.69平方メートル)
- ・ プール附属施設 鉄筋コンクリート造平屋建
(延床面積131.43平方メートル)

ウ 金額 383,250,000円

エ 事業期間 約10ヵ月（実施設計及び火災復旧工事の期間）

(3) 選定理由

最優秀提案者の提案は、学校を通常に運営しながらの早期の再建築という課題に対し、また、児童の安全、一般利用、災害対策、バリアフリー対応、環境対策についてなど多方面にわたる要求に対し、具体的に提案され、さらに、広域避難場所としての災害対策等、要求水準以上の提案もなされるなど、提案実現に対する強い熱意が感じられたことが評価された。

※優秀提案者（次点者：A特定建設工事共同企業体）提案概要

狭い敷地を最大限に活用し、高さを抑えた屋内運動場やシンボルツリーなどの景観への配慮など、利用者しやすい魅力ある提案であった。

2 プロポーザルの審査概要

(1) 参加資格審査

2 特定建設工事共同企業体から参加申込みがあり、応募要領で示した参加資格要件についての審査を行い、全員を合格者とした。

(2) 技術提案審査・ヒアリング

参加資格審査合格者2者全てから技術提案書の提出があり、ヒアリングを実施後、審査を行った。各者から基本計画、工事施工中の配慮、環境対策、経済性、地域貢献について提案があり、審査の結果、委員全員が最高得点者とした提案者が最優秀提案者に選定された。

※いずれも提案者名を伏せて審査を行った。

3 プロポーザルの経過

| | |
|---------------|--------------------------|
| 平成25年4月10日(水) | 第1回審査委員会(応募要領、審査方法等の決定) |
| 平成25年4月15日(月) | 公募開始 |
| 平成25年4月30日(火) | 公募締切 |
| 平成25年5月1日(水) | 第2回審査委員会(参加資格審査) |
| 平成25年5月2日(木) | 参加資格審査結果通知 |
| 平成25年5月31日(金) | 提案書提出期限 |
| 平成25年6月5日(水) | 第3回審査委員会(最優秀提案者選定方法について) |
| 平成25年6月6日(木) | 第4回審査委員会(ヒアリング・最優秀提案者選定) |
| 平成25年6月11日(火) | 結果公表 |

4 審査委員会の構成

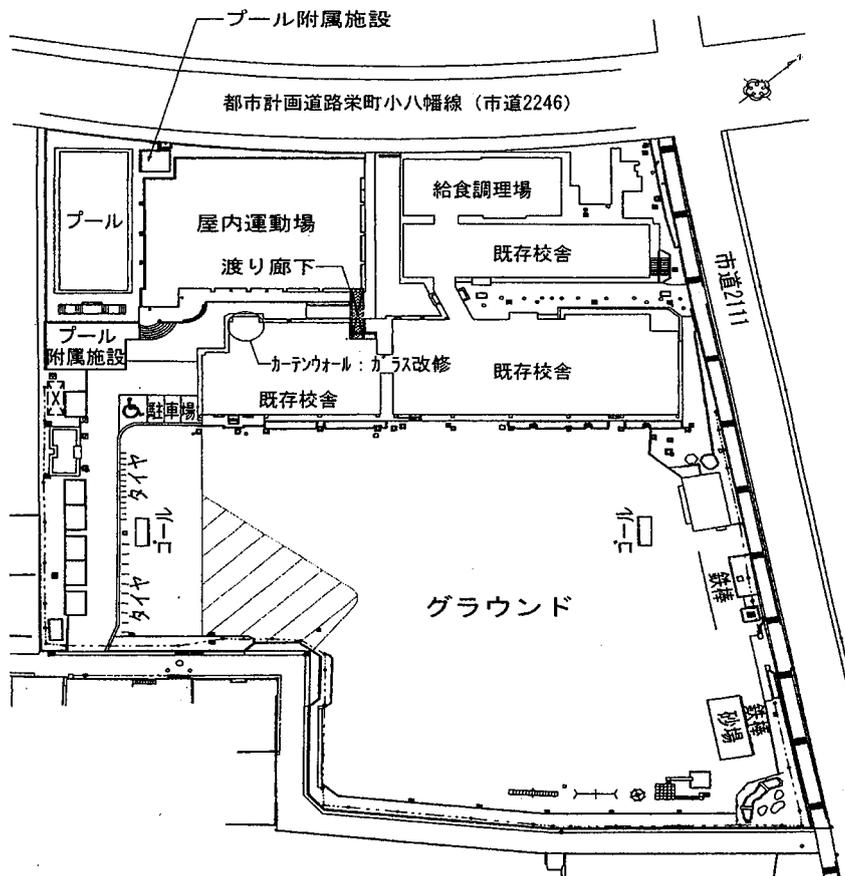
| | |
|------|---------------|
| 委員長 | 小田原市教育部長 |
| 副委員長 | 小田原市立小学校長会長 |
| 委員 | 小田原市教育部副部長 |
| 委員 | 小田原市教育部教育総務課長 |
| 委員 | 小田原市総務部長 |
| 委員 | 小田原市建設部長 |
| 委員 | 小田原市建設部建築課長 |

5 今後の予定

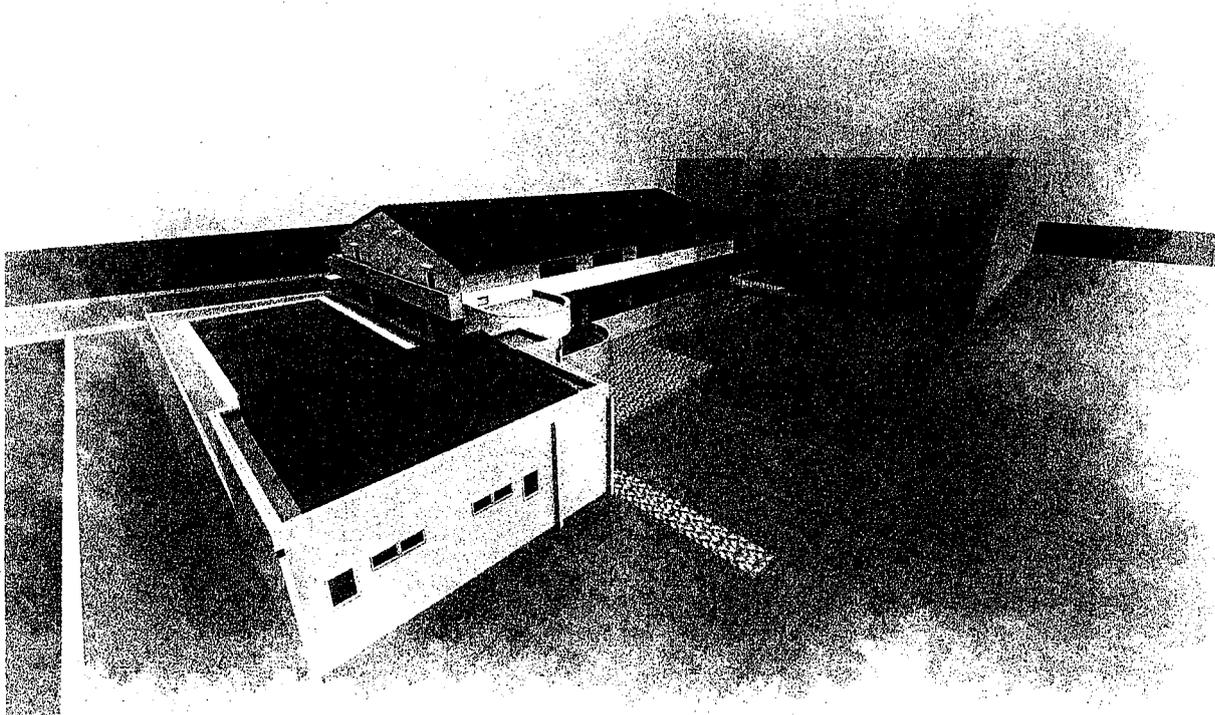
平成25年6月18日の仮契約後、予定価格が1億5千万円以上であることから、市議会で議決を経た後に本契約を締結予定。

小田原市立町田小学校屋内運動場火災復旧工事 配置図及びイメージ図

配置図



イメージ図



教育ネットワークシステムの更新について

1 平成25年度小田原市教育ネットワークシステム賃貸借契約の締結

(1) 受注者

東日本電信電話 株式会社 神奈川支店

(2) 契約日

平成25年4月9日

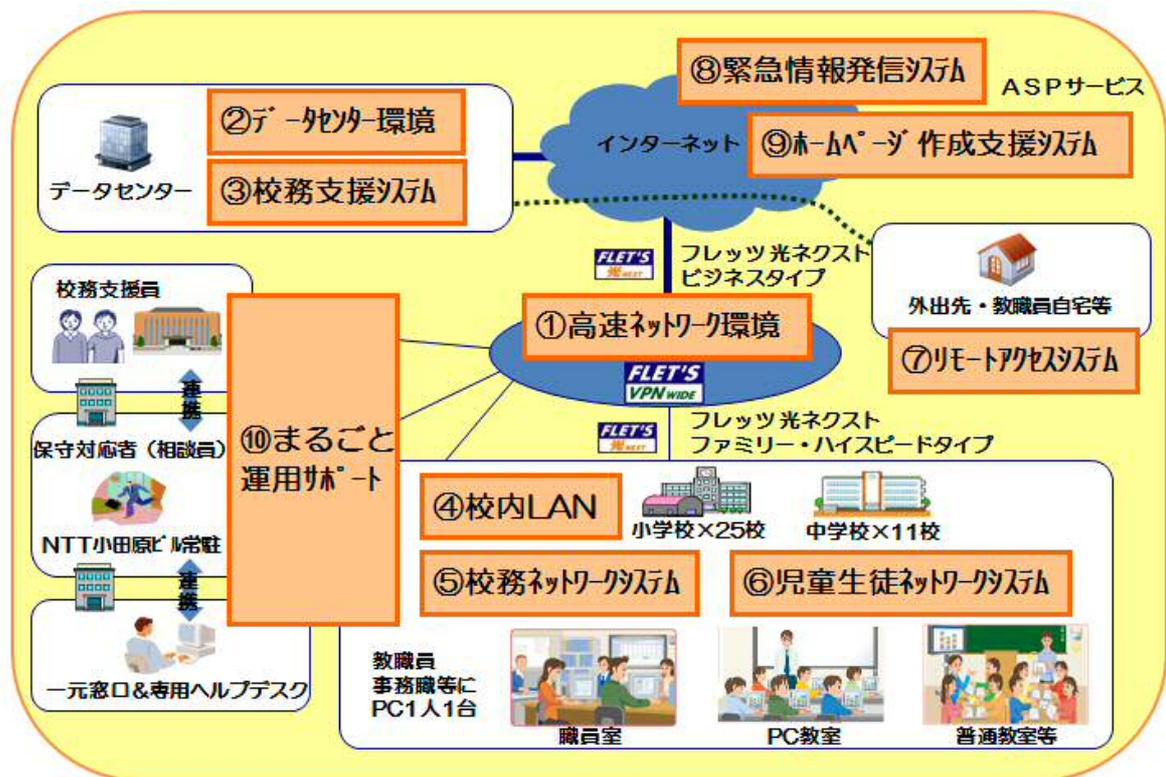
(3) 賃貸借期間

平成25年11月1日～平成30年10月31日

(4) 契約金額

¥785,169,000 (60ヶ月、均等払)

2 新システムの全体イメージ



3 更新スケジュール

資料3-1「更新スケジュール」参照

◎更新スケジュール

・受注者：NTT東日本／契約日：平成25年4月9日／賃貸借期間：平成25年11月1日～平成30年10月31日

資料3-1

| 分類 | 契約・利用期間 | | | | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|------------|---------|----------------------|---------------------------|-------|-----------|-------|-------|-------------------------------|------|-------|---|---|---|---|---|---|--|
| | H25.4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | H26.1 | 2 | 3 | 4 | 5 | … | | |
| 回線工事 | 現システム | | | | | | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> インターネット回線を最大10Mbps→200Mbpsに変更 イントラネット回線を校長室、普通教室等に拡張 | |
| | | | 敷設工事 | | | | 試験運用 | 新システム | | | | | | | | | |
| 機器設置 | 現システム | | | | | | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> PC教室機器は夏休み中に入替 | |
| | | PC教室機器 | 入替・研修 | | | | 試験運用 | 新システム | | | | | | | | | |
| | | | 職員室機器 | 入替・研修 | | | | 新システム | | | | | | | | | |
| 校務支援システム | 現システム | | | | | | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 成績処理はH25年度は現システム、H26年度以降は新システム（校務支援システム）を利用 | |
| | | グループウェア機能（予定管理、掲示板等） | | | | | 導入・研修 | 新システム | | | | | | | | | |
| | | | 成績処理機能（出欠席管理、成績管理等） | | | | | 研修 | 試験運用 | 新システム | | | | | | | |
| HP作成支援システム | 現システム | | | | | | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> H25.1.1、新HPに一齐切替 | |
| | | | | | 研修・新HPの作成 | 新システム | | | | | | | | | | | |
| 緊急情報発信システム | 現システム | | | | | | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> H26.4、運用開始 | |
| | | | | | | | | 導入・研修 | 試験運用 | 新システム | | | | | | | |
| 説明会・研修等 | | 新システム説明会 | 研修（PC教室・職員室・校務支援・HP・緊急情報） | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 新システム運用サポート（ヘルプデスク・障害対応・運用支援） | | | | | | | | | |

教育ネットワークシステムの検討結果について

1 検討会

(1) 小田原市教育ネットワークシステム検討会

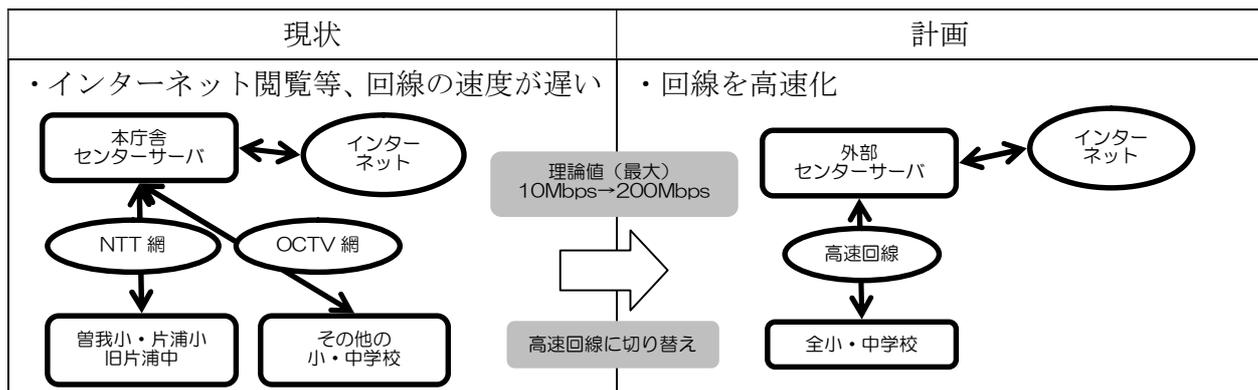
- ・平成 24 年 4 月に設置
- ・構成メンバー：検討会 10 名、部会 10 名
 教育部長、教育部副部長、小・中学校（校長会、教頭会、総括教諭、教諭の代表）
 情報システム課、建築課、教育総務課、保健給食課、教育指導課
- ・事務局：4 名
 教育部管理監、教育総務課、教育指導課

(2) 開催実績

| | | | |
|---|-------------|----------|-----------------------------|
| 1 | 平成 24 年 4 月 | 第 1 回検討会 | 現状と諸課題の整理、新システム構築について |
| 2 | 5 月 | 第 1 回部会 | 校務支援システム導入及びハード更新方法の調査研究 |
| 3 | 6 月 | 第 2 回検討会 | |
| 4 | 7 月 | 先進地の視察 | 静岡県富士市（庁舎・学校） |
| 5 | | 第 2 回部会 | 提案要件について |
| 6 | 8 月 | 第 3 回検討会 | |
| 7 | 11 月 | 第 4 回検討会 | 1 次審査（書類審査） |
| 8 | | 第 5 回検討会 | 2 次審査（プレゼンテーション審査）、最優秀提案の選定 |

2 新システムで実現したいこと

(1) 回線の高速化



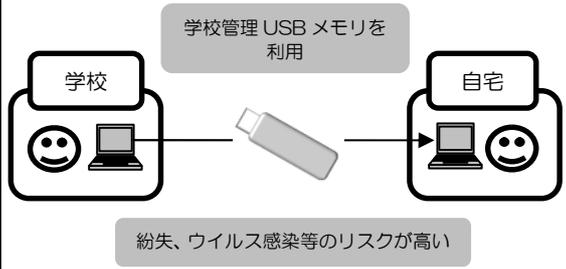
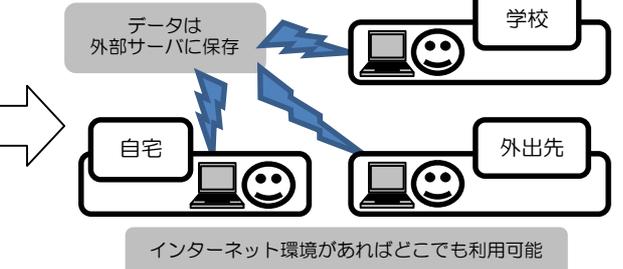
(2) 校務用 PC の増設

| 現状 | 計画 |
|---|--|
| <p>・ 888 台を整備（購入端末 629 台、リース端末 259 台）</p> | <p>・ 1,276 台を整備（既存購入端末 629 台、リース端末 259 台更新 + 388 台増）</p> <p>・ 教職員、事務職等に 1 人 1 台を整備</p> |

(3) 校務支援システムの導入

| 現状 | 計画 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・教職員独自の方法で処理 ・通知表(票)事故調査委員会において当該システムの導入を推奨 | <ul style="list-style-type: none"> ・統一したシステムを導入 ・校務(名簿情報管理、出欠席情報管理、通知表(票)作成等)の効率化、子どもとふれあう時間の確保 |

(4) 自宅利用環境の整備

| 現状 | 計画 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・自宅で仕事をせざるを得ない状況  | <ul style="list-style-type: none"> ・自宅や外出先から安全に利用可能  |

(5) イン트라ネットの拡張

| 現状 | 計画 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・職員室、PC教室、一部の特別教室 | <ul style="list-style-type: none"> ・校長室、事務室、普通教室、図書室等に拡張 |

(6) ホームページ更新システムの導入

| 現状 | 計画 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究所で更新 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場や出先から、迅速な更新(情報発信) |

(7) 緊急情報発信システムの導入

| 現状 | 計画 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・独自でシステムを導入している学校も存在 ・運用や機能にばらつき | <ul style="list-style-type: none"> ・統一したシステムを導入 ・迅速な緊急情報の発信 |

(8) 保守管理体制の整備、コストの削減

| 現状 | 計画 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・回線、ハードウェア、ソフトウェア、運用支援、保守を別々に契約 ・障害発生時、原因究明が困難 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育ネットワークシステム全体(回線、ハードウェア、ソフトウェア、運用支援、保守)の一括契約 ・全ての相談(充実)窓口の一元化、保守管理の強化 ・スケールメリットによるコストの削減 |

体罰の実態把握に係る調査結果について

神奈川県教育委員会は、文部科学省の依頼に基づき、県内全公立学校を対象に、体罰の実態把握に係る調査を行いました。

また、県内全私立学校については、県民局が各学校の状況を取りまとめました。

1 調査内容

平成24年度の教育活動における体罰の有無とその内容

2 調査方法

(1) 県立学校（高等学校143校、中等教育学校2校、特別支援学校26校 計171校）

ア 教職員向け調査

- ① 調査期間 平成25年1月31日～2月5日
- ② 調査対象 全県立学校の教職員、部活動インストラクター等 約13,200人
- ③ 調査方法 質問紙法(アンケート)により管理職へ提出

イ 児童生徒・保護者向け調査

- ① 調査期間 平成25年1月31日～2月13日
- ② 調査対象 全県立学校の児童生徒 約125,000人及びその保護者
- ③ 調査方法 質問紙法(アンケート)により県教育委員会へ直接郵送

(2) 市町村立学校（小学校860校(分校2校を含む)、中学校415校(分校2校を含む)
高等学校15校、特別支援学校18校 計1,308校）

ア 教職員向け調査

- ① 調査期間 県の実施要項に基づき、各市町村教育委員会が定める
- ② 調査対象 全市町村立学校の教職員等 約40,000人
- ③ 調査方法 市町村教育委員会が定めた質問紙や聴き取りなどにより実施

イ 児童生徒・保護者向け調査

- ① 調査期間 県の実施要項に基づき、各市町村教育委員会が定める
- ② 調査対象 全市町村立学校の児童生徒 約688,000人及びその保護者
- ③ 調査方法 市町村教育委員会が定めた質問紙や聴き取りなどにより実施

(3) 私立学校（小学校28校、中学校59校、高等学校80校、中等教育学校3校
特別支援学校2校 計172校）

- ① 調査期間 平成25年2月1日～5月17日
- ② 調査対象 全私立学校の教職員等 約6,000人
同児童生徒 約110,700人及びその保護者
- ③ 調査方法 各学校が工夫し実施

(4) 小田原市立学校（小学校25校、中学校11校）

ア 教職員向け調査

- ① 調査期間 平成25年2月4日～2月5日
- ② 調査対象 市立学校の教職員等 約1,000人
- ③ 調査方法 質問紙法(アンケート)により管理職へ提出

イ 児童生徒・保護者向け調査

- ① 調査期間 平成25年2月20日～2月26日
- ② 調査対象 全市立学校の児童生徒 約15,000人及びその保護者
- ③ 調査方法 質問紙法(アンケート)により各校に設置した回収箱へ提出
開封せず回収箱ごと市教育委員会へ提出

3 体罰と判断した基準

- (1) 身体に対する侵害（殴る、蹴る、叩く、出席簿で叩く、ボールをぶつける等）
- (2) 肉体的苦痛を与える行為（長時間の正座等）

4 本県における体罰の発生状況（平成24年度分の学校種別）

| 学校種 | 県立 | | | 市町村立 | | | 私立 | | | 合計 | | |
|-------------------|----|----|----|------|----|----|----|----|---|----|-----|-----|
| | 1次 | 2次 | 計 | 1次 | 2次 | 計 | 1次 | 2次 | 計 | 1次 | 2次 | 計 |
| 小学校 | — | — | — | 3 | 18 | 21 | 0 | 0 | 0 | 3 | 18 | 21 |
| 中学校 (附属中学校を含む) | — | — | — | 17 | 36 | 53 | 1 | 1 | 2 | 18 | 37 | 55 |
| 高等学校 | 7 | 68 | 75 | 0 | 1 | 1 | 6 | 1 | 7 | 13 | 70 | 83 |
| 中等教育学校 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特別支援学校 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 計 | 7 | 71 | 78 | 20 | 55 | 75 | 7 | 2 | 9 | 34 | 128 | 162 |

※ 合計欄第1次報告の34人については、平成24年4月～平成25年1月に発生し、すでに処分等を行った事案数。（2月末に報告済み）

※ 合計欄第2次報告の128人については、平成24年4月～平成25年3月に発生し、第1次報告以外に新たに把握した事案数。

※ 市町村立は、政令市を含む。

※ 国立附属学校は、除く。

5 今後の県の取組み

- (1) 「体罰の根絶に向けたガイドライン」の作成、配付
- (2) 校内研修用資料の作成、配付
- (3) 体罰防止に特化した研修会の開催
- (4) 部活動外部指導者研修会の開催
- (5) 外部委員による体罰によらない部活動指導のあり方等についての検討
- (6) 体罰被害に関する相談窓口の新設（県教育委員会内）

※ 私立学校については、上記（1）・（2）の資料を参考送付します。

県立・市町村立・私立学校の体罰の発生状況

◆ 平成24年度に把握した体罰事案 162人（第1，2次報告）

内訳

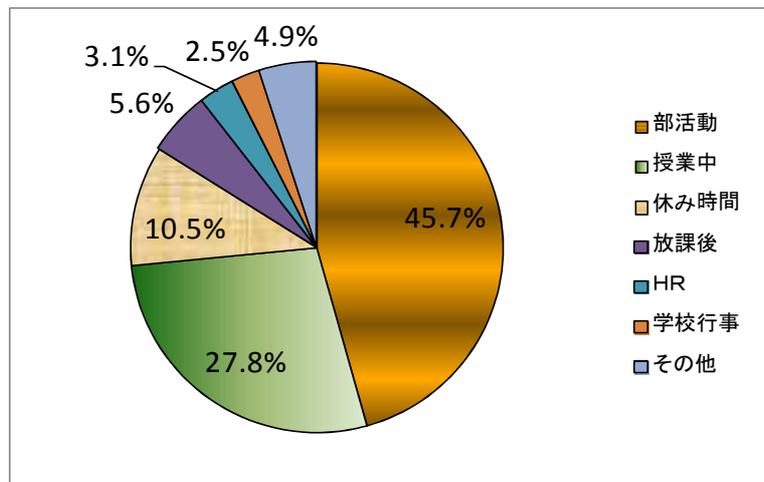
小学校21人 中学校55人 高等学校83人 中等教育学校0人 特別支援学校3人

1 体罰の場面

体罰が行われた場面の分類では、「部活動」が162件中74件（45.7%）と半数近くを占め、次に「授業中」が45件（27.8%）、「休み時間」が17件（10.5%）と続いている。

表：体罰の場面別内訳

| 場面 | 県立 | 市町村立 | 私立 | 計 |
|------|----|------|----|-----|
| 部活動 | 39 | 30 | 5 | 74 |
| 授業中 | 22 | 22 | 1 | 45 |
| 休み時間 | 7 | 9 | 1 | 17 |
| 放課後 | 2 | 5 | 2 | 9 |
| HR | 3 | 2 | 0 | 5 |
| 学校行事 | 2 | 2 | 0 | 4 |
| その他 | 3 | 5 | 0 | 8 |
| 計 | 78 | 75 | 9 | 162 |

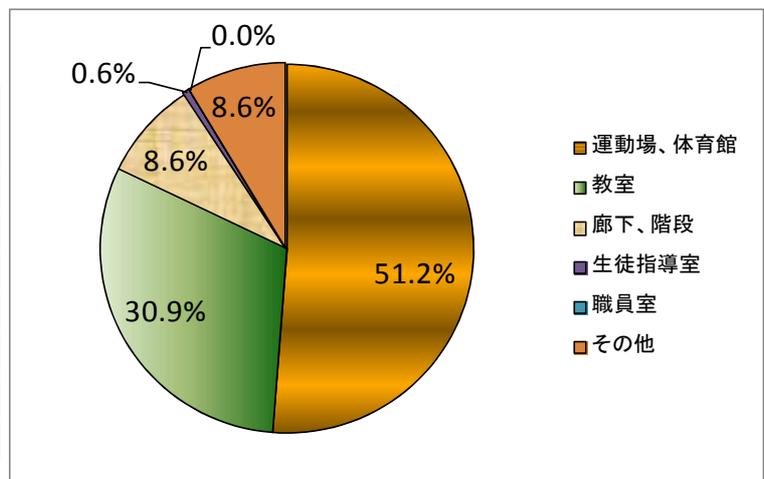


2 体罰の場所

体罰がどの場所で行われたかの分類では、「運動場、体育館」が162件中83件（51.2%）と最も多く半数以上を占め、次に「教室」が50件（30.9%）と続いている。これは、「部活動」での事案が多いことから推測できる結果となった。

表：体罰発生の場所別内訳

| 場所 | 県立 | 市町村立 | 私立 | 計 |
|---------|----|------|----|-----|
| 運動場、体育館 | 42 | 36 | 5 | 83 |
| 教室 | 21 | 26 | 3 | 50 |
| 廊下、階段 | 5 | 8 | 1 | 14 |
| 生徒指導室 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 職員室 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 10 | 4 | 0 | 14 |
| 計 | 78 | 75 | 9 | 162 |



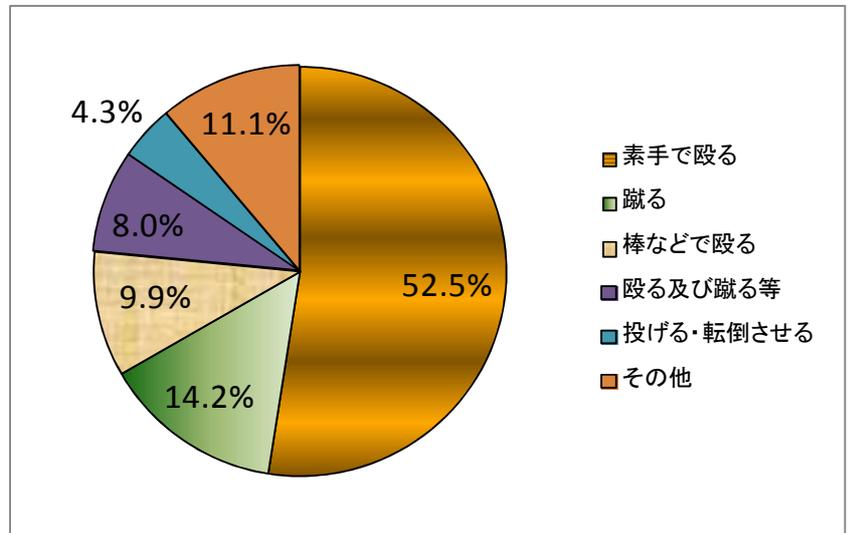
3 体罰の態様

体罰がどのような態様で行われたのかの分類では、「素手で殴る」が162件中85件（52.5%）と最も多く半数以上を占め、次に「蹴る」が23件（14.2%）、「棒などで殴る」が16件（9.9%）と続いている。

「その他」の内容としては、「正座」「ボールをぶつけた」などがある。

表：体罰の態様別内訳

| 態様 | 県立 | 市町 村立 | 私立 | 計 |
|-----------|----|----------|----|-----|
| 素手で殴る | 39 | 39 | 7 | 85 |
| 蹴る | 8 | 15 | 0 | 23 |
| 棒などで殴る | 15 | 1 | 0 | 16 |
| 殴る及び蹴る等 | 11 | 1 | 1 | 13 |
| 投げる・転倒させる | 0 | 7 | 0 | 7 |
| その他 | 5 | 12 | 1 | 18 |
| 計 | 78 | 75 | 9 | 162 |



市町村立学校の状況（市町村立学校の体罰の実態把握に関する緊急調査結果）

◆ 平成24年度に把握した体罰事案 75人（政令市を含む、第1次、2次報告）

内訳

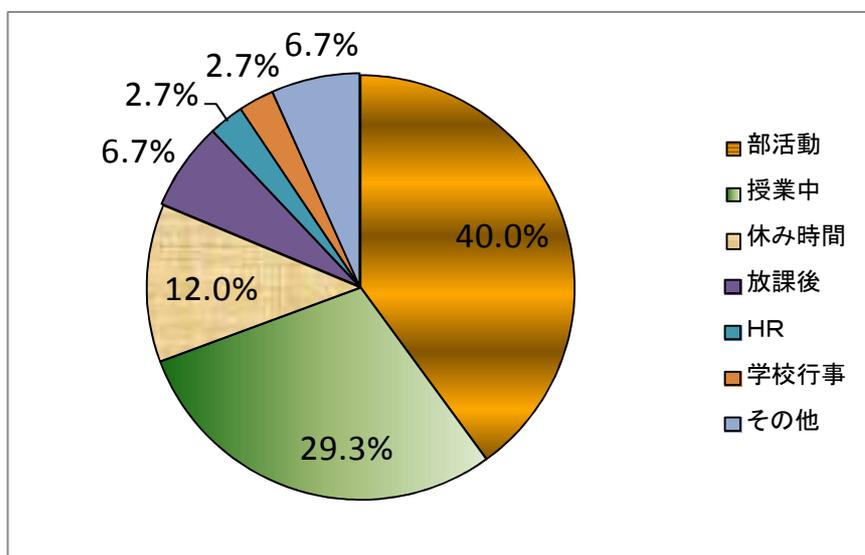
小学校21人 中学校53人 高等学校1人 特別支援学校0人

1 体罰の場面

体罰が行われた場面の分類では、「部活動」が75件中30件（40.0%）と最も多く、次に「授業中」が22件（29.3%）と続いている。

表：体罰の場面別内訳

| 場面 | 計 |
|------|----|
| 部活動 | 30 |
| 授業中 | 22 |
| 休み時間 | 9 |
| 放課後 | 5 |
| HR | 2 |
| 学校行事 | 2 |
| その他 | 5 |
| 計 | 75 |

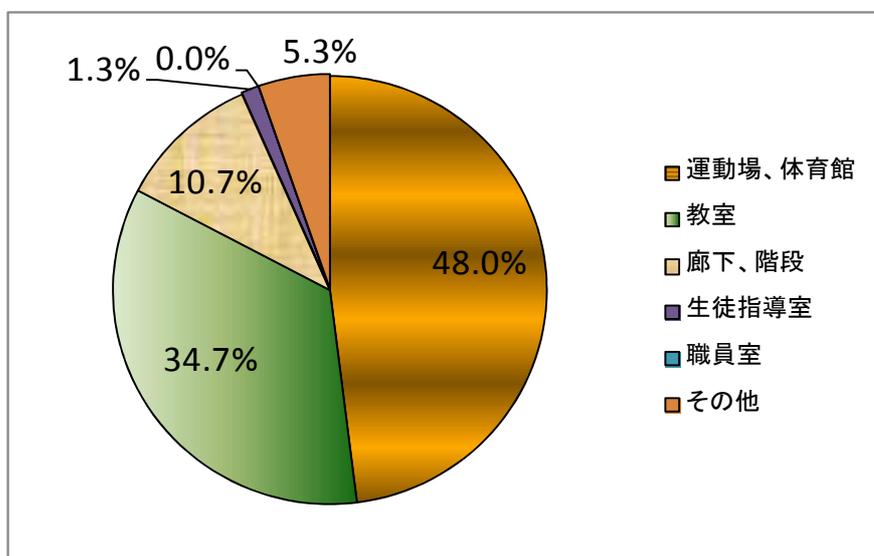


2 体罰の場所

体罰がどのような場所で行われたかの分類では、「運動場、体育館」が75件中36件（48.0%）と最も多く、次に「教室」が26件（34.7%）と続いている。これは、「部活動」での事案が多いことから推測できる結果となった。

表：体罰発生の場所別内訳

| 場所 | 計 |
|---------|----|
| 運動場、体育館 | 36 |
| 教室 | 26 |
| 廊下、階段 | 8 |
| 生徒指導室 | 1 |
| 職員室 | 0 |
| その他 | 4 |
| 計 | 75 |



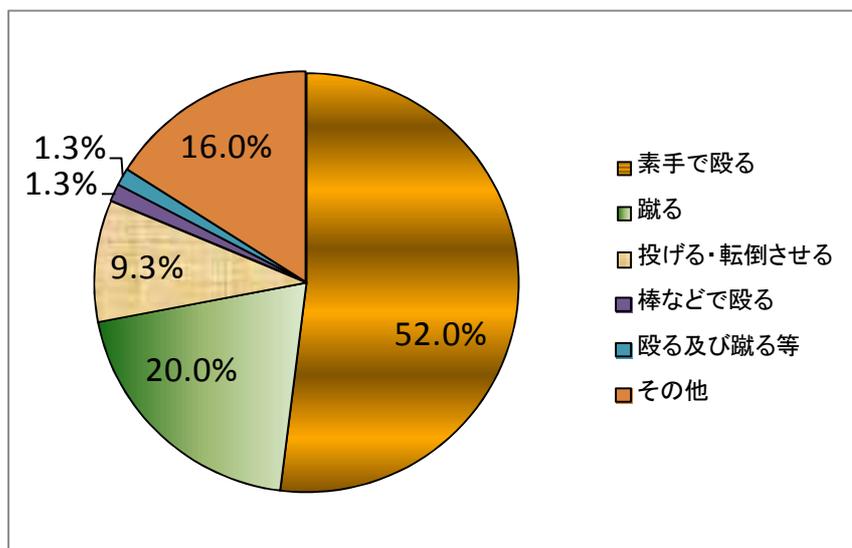
3 体罰の態様

体罰がどのような態様で行われたかの分類では、「素手で殴る」が75件中39件（52.0%）と最も多く半数以上を占め、次に「蹴る」が15件（20.0%）と続いている。

「その他」の内容としては、「ボールをぶつけた」「髪の毛を引っ張った」などがある。

表：体罰の態様別内訳

| 態様 | 計 |
|-----------|----|
| 素手で殴る | 39 |
| 蹴る | 15 |
| 投げる・転倒させる | 7 |
| 棒などで殴る | 1 |
| 殴る及び蹴る等 | 1 |
| その他 | 12 |
| 計 | 75 |



4 緊急調査で把握した事案の具体例

(1) 体罰とした具体例（詳細は、別紙 [資料5](#)）

- ・ 休み時間中、校舎3階から唾を吐いた児童を指導する際に頬を平手で叩いた。
- ・ 放課後、生徒の服装について注意したが、悪態をついたので、右足で脛のあたりを蹴り、さらに平手で頬を叩いた。
- ・ 部活動中、ミスが続いた生徒の頭を自分のシューズでたたいた。また、部員の顔や体にボールをぶつけた。

(2) 体罰としなかった具体例

- ・ 物を投げるなど他の児童に危害を加える児童を制するために、暴れた児童の体を壁に押し付けた。
- ・ 教室に帰らないと体育館に居座った児童を連れて帰るために、服などを引っ張って引きずった。
- ・ 練習試合中のプレイに対し、大きな声で指導し、叱り方が厳しかった。

緊急調査により把握した体罰事案の概要一覧（市町村立学校・第2次報告）

| No | 校種 | 職 | 行為の概要 | ケガの有無 | 申告者 |
|----|-----|----|--|-------|-------------------|
| 1 | 小学校 | 教員 | 掃除時間、廊下で、掃除に行くように注意をしたが、従わなかったので、平手で頭を叩いた。 | | 児童 保護者 教員本人 |
| 2 | 小学校 | 教員 | 休み時間に教室内で指導したが、非を認めないので頬を叩いた。 | | 第三者 |
| 3 | 小学校 | 教員 | 授業中や給食指導中、教室で児童を指導する際に、児童を押し倒したり、胸倉をつかんで持ち上げたりした。 | | 保護者 |
| 4 | 小学校 | 教員 | 授業中、指示に従わない児童の胸倉を掴み、厳しく叱責した。 | | 児童 |
| 5 | 小学校 | 教員 | 授業中、運動場で私語をやめるよう児童を指導する際に尻を蹴った。 | 打ち身 | 児童 保護者 第三者 |
| 6 | 小学校 | 教員 | 授業中、教室で児童を指導する際に肩を押して倒した。 | | 児童 保護者 |
| 7 | 小学校 | 教員 | 授業中、他の児童に乱暴した児童の臀部を平手で叩いた。また、授業中に教室内で話をした児童の髪の毛をつかんで立たせ、頭部を平手で叩いた。 | | 保護者 |
| 8 | 小学校 | 教員 | 授業中、教室で児童を指導する際に、平手で頭を叩いた。 | | 本人 保護者 |
| 9 | 小学校 | 教員 | 休み時間中に、教室で、忘れ物をした児童を指導する際に頬を平手で叩いた。 | | 児童 |
| 10 | 小学校 | 教員 | 朝の会から1時間目の授業にかけて、教室で委員会活動に遅れた児童を指導する際に、首の後ろを掴んだ。 | 首の赤み | 第三者 |
| 11 | 小学校 | 教員 | 授業中、体育館で指示に従わなかった児童に対し、暴言とともに足を蹴った。 | | 児童 教員本人 |
| 12 | 小学校 | 教員 | 昼休みに大切な話をしていた際、話を聞く態度が悪かったので、後頭部を手で押して転ばせた。 | | 児童 保護者 |
| 13 | 小学校 | 教員 | 授業後に、きまりを守らない児童を指導した際に、頭を平手で叩いたり、頬をつねったりした。 | | 児童 |
| 14 | 小学校 | 教員 | 授業中、他の児童と違う行動をしている児童を倒して腕を引っ張り、教室の外に引きずり出した。 | | 児童 保護者 教員本人 |
| 15 | 小学校 | 教員 | 休み時間中、校舎3階から唾を吐いた児童を指導する際に頬を平手で叩いた。 | | 児童 |
| 16 | 小学校 | 教員 | 授業中に、児童が「手紙回し」をしているのを見つけ、関係する児童を廊下に出して頬を指先で叩いた。 | | 児童 保護者 教員本人 |
| 17 | 小学校 | 教員 | 授業中、着席指導に従わない児童の襟首を持ち廊下に出し、壁に押し付け、さらに、床に倒れた状態で襟首をつかみ上下に2～3回揺さぶった。 | すり傷 | 児童 保護者 |
| 18 | 小学校 | 教員 | 授業中、教室内で指導したが、従わなかったため、頭を叩いた。 | | 保護者 第三者 |
| 19 | 中学校 | 教員 | 授業中、再三の指導に従わず授業を妨害したため臀部を蹴った。 | | 教員本人 |
| 20 | 中学校 | 教員 | 授業中、指導に従わなかった生徒の頬を平手でたたいた。また、別の生徒を足払いで倒した。 | | 教員本人 |
| 21 | 中学校 | 教員 | 部活動の練習中、繰り返し指導したが、指示通りできなかったため頬を叩いた。 | 口内裂傷 | 第三者 |
| 22 | 中学校 | 教員 | 部活の試合中にミスを繰り返し指示通りできなかったため臀部を蹴った。 | | 第三者 |
| 23 | 中学校 | 教員 | 部活動の試合中、ミスを繰り返し、指示通りできなかったため頬を叩いた。 | | 第三者 |
| 24 | 中学校 | 教員 | 部活動中、ミスについて注意した際ふてくされていたので、「ふざけるな」と平手で頬を叩いた。 | | 生徒 教員本人 |
| 25 | 中学校 | 教員 | 部活動中、取組についての指導したが、理解を示さなかったため頬を殴った。 | 鼻血 | 第三者 |
| 26 | 中学校 | 教員 | 部活動中、校庭で、消極的なプレーをする選手の髪の毛を手で引っ張った。 | | 生徒 保護者 教員本人 |

| No | 校種 | 職 | 行為の概要 | ケガの有無 | 申告者 |
|----|-----|----|---|-----------------|-------------------|
| 27 | 中学校 | 教員 | 休み時間に廊下で指導中、指導に対する態度が悪いため足を蹴った。 | | 教員本人 |
| 28 | 中学校 | 教員 | 朝、部活動に参加せず教室にいた生徒に対して参加を促す指導をした際に腹部を小突いた。 | | 第三者 |
| 29 | 中学校 | 教員 | 部活動中、生徒への指導の際に肩を平手で叩いたり、ボールをぶつける等の行為を行った。 | | 保護者 |
| 30 | 中学校 | 教員 | 部活動の試合後、顧問が不本意な成績だった部員の足を小突き、正座させた。 | | 生徒 保護者 |
| 31 | 中学校 | 教員 | 授業中、授業から離脱した生徒の背中を足で蹴った。また別の日にも、離脱した別の生徒の頬を平手でたたいた。 | | 教員本人 |
| 32 | 中学校 | 教員 | 休み時間に教室内で指導したが、素直に受け入れられないため、大腿部を蹴った。 | | 生徒 保護者 |
| 33 | 中学校 | 教員 | 部活動中、体育館にて移動時のマナーが悪かった部員の頬を平手でたたき、土下座させた。また、別の部員の太ももを蹴った。 | | 生徒 保護者 |
| 34 | 中学校 | 教員 | 部活動中、体育館で、部員2名に対して、気合いを入れるため、頬を挟むように両手で顔を叩いた。 | | 生徒 保護者 |
| 35 | 中学校 | 教員 | 放課後、課題が終了したら部活動に参加するように指示したが終了しないまま参加したため頬を叩いた。 | | 第三者 |
| 36 | 中学校 | 教員 | 授業中、教室でおしゃべりをしたり、遊んだりして集中できず、授業を妨害する生徒に対してげんこつで頭を叩いたり、頬をつねった。 | | 生徒 保護者 教員本人 |
| 37 | 中学校 | 教員 | 授業中、落ち着いて授業を受けていないことを注意し、鼻をつまんだところ鼻血が出た。 | 鼻血 | 生徒 保護者 教員本人 |
| 38 | 中学校 | 教員 | 部活動中に、体育館で生徒を指導する際に、足の甲や爪先で腿や脛を蹴った。 | あざ | 生徒 |
| 39 | 中学校 | 教員 | 放課後、校舎内の踊り場で生徒を指導する際に頬を平手で打ち、腹を突き、腿を蹴るなどした。 | | 生徒 教員本人 |
| 40 | 中学校 | 教員 | 授業中、生徒と口論となり、指導のため廊下に出そうとした際、首に左腕をまわして押さえつけた。 | 頸椎捻挫 右肘打撲 | 生徒 保護者 |
| 41 | 中学校 | 教員 | 部活動の指導中、ミスを繰り返す生徒にボールを当てたり、生徒の頭や額や肩を手のひらで叩いたり指で押ししたりした。 | | 生徒 保護者 第三者 |
| 42 | 中学校 | 教員 | 放課後、生徒の服装について注意したが、悪態をついたので、右足で脛のあたりを蹴り、さらに平手で頬を叩いた。 | | 生徒 教員本人 |
| 43 | 中学校 | 教員 | 部活動中、体育館で、練習のルールを守らず、ふざけていた生徒の肩を押した。 | | 生徒 保護者 教員本人 |
| 44 | 中学校 | 教員 | 部活動中、グラウンドで、部活動の帰りに買い食いをした部員2名に対して、頬を挟むように両手で顔を叩いた。 | | 生徒 保護者 |
| 45 | 中学校 | 教員 | 昼食中、教室で、指導に従わなかった生徒の髪をつまんで席を立たせ、廊下で頭部と脇腹を拳で突いた。 | | 生徒 教員本人 |
| 46 | 中学校 | 教員 | 部活動の試合中、指示した態度で取組めなかったため頬を叩いた。 | 鼓膜に傷 | 第三者 |
| 47 | 中学校 | 教員 | 休み時間に生活指導をした際、反抗的な態度をとってきたので、襟元を掴み壁に押し付けた。 | | 生徒 |
| 48 | 中学校 | 教員 | 部活動指導中、アドバイスを聞く態度が悪かったので頭部を平手で叩いた。 | | 生徒 教員本人 |
| 49 | 中学校 | 教員 | 部活動中に、体育館で生徒を指導する際に、生徒の下半身に向けてボールをぶつけた。 | | 保護者 |
| 50 | 中学校 | 教員 | 部活動中、ミスが続いた生徒の頭を自分のシューズでたたいた。また、部員の顔や体にボールをぶつけた。 | | 生徒 保護者 |
| 51 | 中学校 | 教員 | 昼食時間中に友達に鼻血を出させた生徒に対して、少人数教室で体操服の胸倉を掴み、ふくらはぎを蹴った。 | | 生徒 保護者 教員本人 |
| 52 | 中学校 | 教員 | 部活動の練習中、顧問が鼓舞しようと部員2名の頭を平手ではたいた。 | | 生徒 |
| 53 | 中学校 | 教員 | 部活動の練習後、指示した取組みができていなかったため頬を叩いた。 | | 第三者 |
| 54 | 中学校 | 教員 | 授業時間に教員に対して暴言があり、誰が言ったのかを問い質しても名乗り出る者がなく男子生徒を廊下に出し平手で叩いた。 | | 教員本人 |
| 55 | 高校 | 教員 | 部活動に無断で欠席したことを指導するため頭を叩いた。 | 一時間こえ にくくなった | 生徒 保護者 教員本人 |

小田原市内中学校における暴力行為（生徒間暴力）について

1 日 時 平成25年6月19日（水） 午前8時45分頃

2 場 所 市内中学校

3 関係者 2年生 男子A、男子B

4 経 緯

朝の学級活動終了後

- ・2年男子Aが男子Bのことを、しつこくからかった。
小競り合いとなり、BがAに何度か頭突きをした。

1校時（英語）

- ・授業が始まりAは自分の席に伏せた状態で過ごしていた。

1校時終了後

- ・鼻血が出たりしたので水道場でうがいをしているところを、総括教諭が見つけ保健室へ連れて行った。

保健室での対応

- ・左目が腫れ、吐き気もあったので、養護教諭がタクシーで市立病院へ搬送。

市立病院にて受診（検査入院中）

- ・眼科と脳外科にて受診。しかし、吐き気が継続していることや、目が腫れている状況もあるので、6月21日（金）まで入院し様子をみた。MRI検査を行い、全身状態安定のため退院した。
- ・6月27日（木）再検査予定である

史跡小田原城跡御用米曲輪の植栽の取扱いについて

平成23年度より継続して実施している史跡小田原城跡御用米曲輪の整備では、曲輪としての本来の形を明確にすることで、市民や来訪者が小田原城の歴史を深く理解できるようにするとともに、史跡としての歴史的価値を高めることを目的としている。また、御用米曲輪の土塁部分には樹叢として多くの樹木群があり、この緑地を活かした、「史跡と緑の共生」を実現するための整備計画が求められている。

御用米曲輪の北東土塁には、発掘調査で江戸時代の土塁とそこに存在する3棟の蔵跡が確認された。しかし、その上にはクスノキが生えており、樹叢を形成するとともに、市街地との遮蔽効果などをもたらしている反面、遺跡を破壊している状況にある。

そこで、「史跡と緑の共生」を考える上で、遺構の保護と樹木の取扱いの方法を課題とし、植栽専門部会で継続して議論を行い、北東土塁の植栽管理の基本方針と平成25年度に行う第1段階実施計画をまとめた。

1 基本方針

「史跡と緑の共生」を実現するため、次のような方針をもとに実施計画を策定する。

- (1) 遺構の保全を図り、北東土塁上とその周辺の植栽を健全で快適な環境となるように改善し、継続した管理を行う。
- (2) クスノキの過密な生育環境を改善するとともに、根張りなどによる蔵や土塁などの遺構への影響が軽減される状態にしていく。
- (3) 樹木群を一体的に考え、市街地に対する一定の遮蔽効果や緑の環境を整備していく。
- (4) 植栽管理を実施した5年後、10年後のイメージを想定し、植栽全体としても、史跡の遺構保全・史跡の景観としても現状より大幅に改善されるものとする。
- (5) 景観の急激な変化には一定の配慮をし、樹木群について、よりよい緑の環境に生まれ変わらせる方向性で実施し、その成果を随時検証して整備していく。
- (6) 早急に対策が必要な樹木について伐採や枝下しを行う。
- (7) 植栽管理により創り出そうとする景観のイメージの周知に努める。

2 第1段階実施計画（平成25年度）

北東土塁上のクスノキについて、8本を伐採する。蔵周辺を主体とし、遺構への影響が大きいクスノキと生育不良のクスノキを対象とする。

その他のクスノキについては、全体を現在の4分の3程度の高さを成長の上限として、樹木ごとの状況を考えながら概ね3分の2から2分の1程度の高さまで詰める。合わせて枝下しを行うことにより、起伏ある健全で良好な生育を促すとともに、伐採されたクスノキの間を埋める形で枝葉が生育することを狙う。

これらの伐採と枝下しを行うことにより、光を入れて地被植物の生育と北側法面の樹木のよりよい生育とをもたらす効果を狙う。

北側法面の樹木については、良好な生育をもたらすために全体の枝下しを行う。それとともに、発掘調査成果に基づき遺構への影響を配慮した上で、定めたゾーンにおいて、市街地の遮蔽効果を確保するため、常緑樹などの補植を行う。

また、低層部の遮蔽については、竹垣や塀などの構造物を設置するなど、樹木以外の方法で補うことも検討する。

3 第1段階実施後の対応

大枠の考え方は（1）及び（2）のとおりであるが、第1段階実施の効果や状況を植栽専門部会において検証して議論を行い、今後の具体的な対応内容は改めて検討していく。

（1）当面の対応

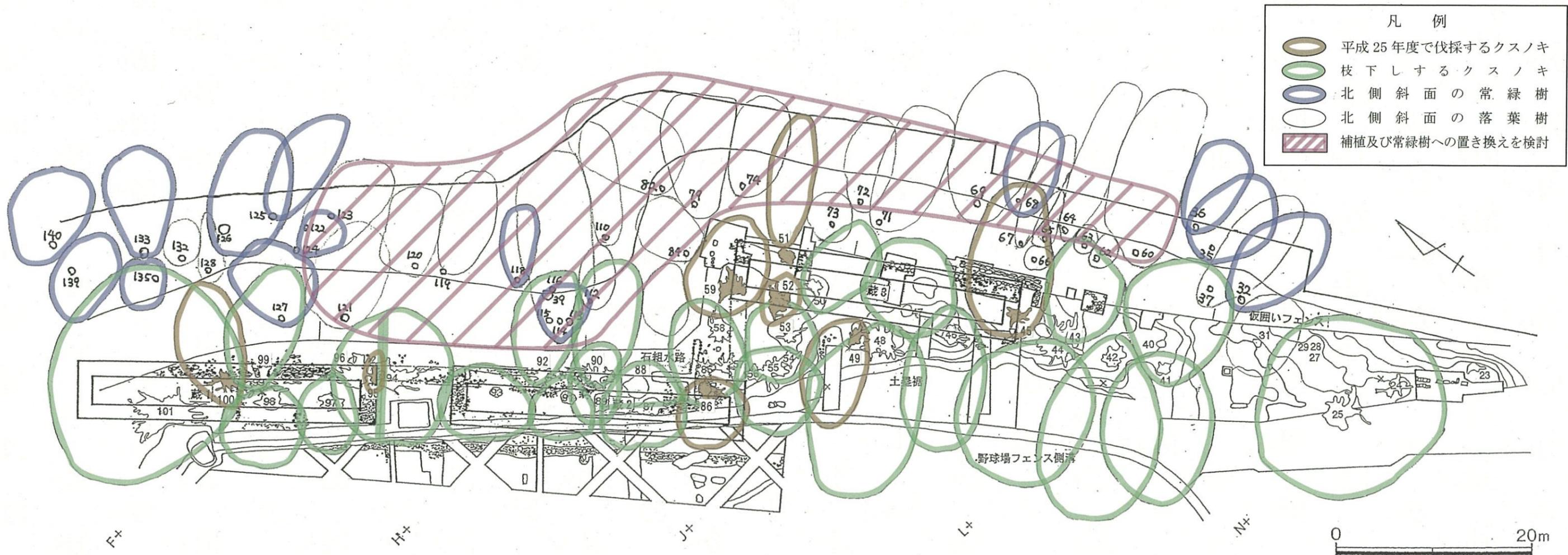
第1段階実施後の状況を観察、検証しながら、土塁遺構への負担を軽減する方向で枝下しや根切り、伐採等と補植を行っていく。

（2）中長期の対応

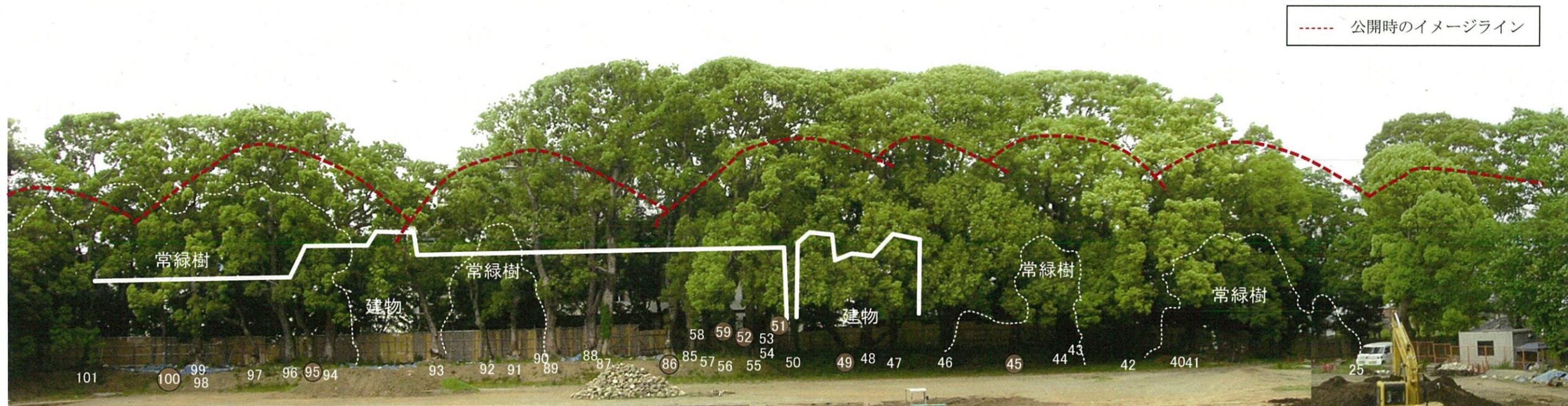
北東土塁上のクスノキは、土塁や蔵跡への影響を与え続ける存在であることから、経過を観察しながら、随時剪定や根切り等を行い遺構への影響を最小限にする措置をとる。

4 今後のスケジュール

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 平成25年7月下旬 | 第1回植栽専門部会 |
| | ・御用米曲輪の植栽管理について、枝下し、補植の検討 |
| | ・城址公園の植栽管理についての意見集約状況及び提案説明 |
| 8月4日（日） | 現地説明会 |
| | ・時間：16時～17時、場所：御用米曲輪 |
| | ・御用米曲輪北東土塁の樹木の状況の公開 |
| 8月9日（金） | 現地説明会 |
| | ・時間：16時～17時、場所：御用米曲輪 |
| | ・御用米曲輪北東土塁の樹木の状況の公開 |
| | 市民説明会 |
| | ・時間：19時～21時、場所：市役所大会議室 |
| | ・第一段階実施内容の説明 |
| 10月頃 | 御用米曲輪修景整備工事着工 |
| | ・平成25年度分植栽管理及び土塁切通し部分の一部擁壁敷設工事の実施 |



北東土塁遺構平面図 (1/400)



第1図 第1段階実施計画図

史跡小田原城跡御用米曲輪 北東土塁の植栽管理の実施計画 —基本方針と植栽管理第1段階実施計画の策定—

国指定史跡小田原城跡は、貴重な国民的財産であるとともに、小田原を代表する顔とも言える、かけがえのない郷土の文化遺産です。戦国時代と江戸時代の城郭遺構としての歴史的な価値が極めて高いことから、昭和13年に国の史跡指定を受けて以降、追加指定を重ねながら、その保存を図ってきました。また、本丸・二の丸を中心とする城址公園は、都市公園としても位置付けられており、中心市街地の貴重な緑地としても、市民、来訪者に親しまれています。

その中で、昭和34年に国指定史跡となった御用米曲輪は、近世城郭の姿を残す城址公園の中でも、戦国時代の面影を色濃く残す重要な遺跡の一つとして評価されています。しかし、平成23年1月までは野球場や臨時駐車場として使われ、御用米曲輪本来の姿が失われていました。そのため、文化庁・神奈川県との調整を経て、御用米曲輪としての本来の形を明確にし、市民や来訪者が小田原城の歴史を深く理解できるよう、平成23年度から公開・活用するための整備を行っております。

その一角を占める御用米曲輪北東側には、発掘調査で江戸時代の土塁とその上に存在する3棟の蔵跡が確認されました。

しかし、土塁とその周辺には、クスノキ群を中心とした、常緑樹と落葉樹とが混在する樹叢が形成されています。その樹叢は遺跡と市街地間の一定の遮蔽効果をもたらす一方で、樹木の根幹の成長が遺跡を破壊している状況をもたらしています。

このような課題を克服しながら、国指定史跡の適切かつ効果的な保存、公開を進めるとともに、都市公園にふさわしい環境を実現していく「史跡と緑の共生」による整備計画が期待されています。

そのため、「史跡と緑の共生」を考える上で、遺構の保護と樹木の取扱いの方法を課題とし、平成22年に設置した「史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会」において議論を行い、これまでに開催した10回の部会の内容を整備計画に反映しておりますが、その議論のひとつの成果として、平成25年度に行う北東土塁の植栽管理の実施計画を次のとおりまとめました。

1 北東土塁付近の植栽の現況について

御用米曲輪の北東部の土塁上とその付近には、クスノキをはじめとする常緑樹や落葉樹等が植生を形成していますが、その状態の概要は、次のとおりです。

(1) 北東土塁上のクスノキ

北東土塁上にはクスノキが38本存在し、樹叢を形成しています。樹高は20mから30mに生育し、城址公園の中でも緑の豊かさを印象付ける存在となっています。市街地や隣接する学校と史跡空間の間を遮蔽する一定の効果をもたらしていますが、密生状態にあり、クスノキ自体の生育状況も良好なものとは言えません。

クスノキの樹叢の現状における評価点と問題点をまとめると次のとおりとなります。

評価点

- ・ 市街地や隣接学校の建物の間を遮蔽する効果、グリーンカーテン、緩衝帯としての一定の効果があり、史跡の雰囲気を守っています。(主に御用米曲輪、天守閣側からの視角)
- ・ 遠方から見た際に城址公園の位置を知らしめる存在となっています。(U-meテラス、東曲輪、三の丸新堀土塁からの視角)
- ・ 緑の樹冠が与える自然の豊かさを感じさせます。(御用米曲輪、常盤木橋、本丸広場側からの視角)

問題点

- ・ 地下遺構に影響を与えているものがあります。(根による遺構破壊、土塁への樹木の荷重が大きい)
- ・ 傾斜木や下垂枝により、土塁がよく見えず、史跡景観の妨げになっている部分があります。(平成23年度に下枝が整枝され、改善されてきています。)
- ・ 生育している本数が多く過密な状態にあり、横への枝張りよりも全体に上伸び樹形となっており、植物の生育環境としてはよい状態とは言えません。このため、樹勢の優劣により、生育が不良なクスノキがあります。また、強風が吹くと大枝の落下などが起こっています。

(2) 北側法面の常緑樹

北東土塁上のクスノキの樹叢の北側の法面に、シラカシ、タブノキ、クスノキ等の高木が10数本存在し、クスノキの背後の植生を形成しています。特に、北東土塁上の一番西側の蔵（蔵1）跡の北側部分については、常緑樹が中心となっています。

（3）北側法面の落葉樹

クスノキの樹叢の北側の法面に、ケヤキ、エノキ等の高木が20数本存在し、クスノキの背後の植生を形成しています。特に、北東土塁上の中央の蔵（蔵2）跡の北側部分については、落葉樹が中心となっています。

2 北東土塁付近の遺構の状況について

・ 土塁

北東土塁については、丁寧に砂や小石、粘土や瓦を交互に積み上げて造り上げている様子が確認でき、土塁上にあった蔵を支えるために頑丈な造りとなっていたことが確認できました。また、この土塁は、土塁の下から出土した瓦を根拠に、江戸時代以降に築造されたものであることが確認できました。

また、延長約70mの範囲にわたって土塁の南西側部分が野球場の造成により切削されていましたが、その下層の遺構から、曲輪内側の土塁の裾の位置が確認できました。

・ 蔵跡

拳大から人頭大の礫を溝状に掘り込んだ穴に敷き詰め、「布基礎」と呼ばれる形態になった蔵の基礎が確認されました。

平成22年度調査で確認した一番東側の蔵（蔵3）跡の調査成果を合わせて考えると、この布基礎状の集石の上に石垣に用いるような築石（平石）あるいは扁平な石を並べて蔵の基礎としていたものと考えられます。蔵が建っていた範囲では、この他に遺構は確認できていません。

これまでの調査で、土塁上の蔵1～3の位置はほぼ明確になりました。

蔵の基礎は、比較的良好にその位置をとどめていますが、クスノキの根が石列上にあるところがあり、一部は破壊されています。

・ 水路跡

土塁中央部の蔵2と蔵3の間で、江戸時代の水路が確認されています。

また、土塁南東側（弓道場の付近）からも、江戸時代の水路の跡が一部残っていることが確認されました。この遺構は戦国時代のものである可能性もあります。またこれにより、土塁南東側の末端部の位置が確認されました。

- ・ 北側法面

北東土塁の北側法面の地形は、本来はもっと急勾配であり、現在の法面は堀底に向かって次第に厚い覆土が堆積していると考えられます。

3 基本方針

史跡と緑の共生を実現するため、次のような方針をもとに実施計画を策定します。

- (1) 遺構の保全を図りつつ、北東土塁上とその周辺の植栽の生育環境が健全で快適な環境となるように改善し、継続した管理を行うこと。
- (2) クスノキの過密な生育環境を改善するとともに、根張りなどによる蔵や土塁などの遺構への影響が軽減される状態にしていくこと。
- (3) 北東土塁上のクスノキの樹叢だけでなく、北側法面の常緑樹、落葉樹の樹木群も一体的に考え、市街地に対する一定の遮蔽効果や緑の環境を整備していくこと。
- (4) 北東土塁周辺の植栽管理を実施した5年後、10年後のイメージを想定し、植栽全体の生育環境としても、史跡の遺構保全・史跡の景観としても現状より大幅に改善されるものとする。
- (5) 市民が親しんでいる緑の景観の急激な変化には一定の配慮をするとともに、北東土塁上のクスノキ群と北側法面の樹木群について、よりよい緑の環境に生まれ変わらせる方向性で実施し、その成果を随時検証して整備していくこと。
- (6) 早急に対策が必要な樹木について伐採や枝下しを行い、その効果やその後の状況を検証しながら、その次の整備を検討していくこと。
- (7) 植栽管理により創り出そうとする景観のイメージについては随時周知に努め、また、その過程において一時的に生ずる景観の変化については、市民の理解を求めるようにすること。

なお、緑と遺構との関係については、次のように考えます。

史跡の遺構は、過去の土地の形状や造作物の状態を示すとともに、生活や社会についての情報を残しているものです。一度破壊されるとその情報は永久に失われてしまう性質を持っていることから、できる限りそのままの状態の後世に伝えていくべきものとされています。

一方、遺構の上に生育してきた緑については、その間の管理が不十分であったことから大きく成長し、密生状態にあります。樹木自体の生育も良好とは言えない状況にあります。現在では、それ自体が御用米曲輪の景観を形成し、これに親しんでいる市民もおります。

こうした中で史跡と緑の共生を図るため、本来あるべき史跡の景観を想定し、それに向けた対応をしていくとともに、現在の植栽や景観にも一定の配慮をする必要があります。そのため、第1段階として、生育が良好ではないものや過密なもの、遺構が持っている情報が大きく損なわれる可能性が高いものについて伐採等を行います。そして、後世に遺構の持つ情報を伝えていくとともに、第1段階実施後にも遺構への影響や植栽の状況を検証し、樹木の根や重さによる影響を軽減していく必要があります。

具体的には、北東土塁上の蔵跡については、残存する基礎の集石列は、蔵の位置を明らかにするとともに、他の遺構等からの情報と比較すること等によって、その建築方法やその他の検討を行う際の重要な資料となり得るものです。そのため、遺構への影響の状況を観察しながら影響の軽減を図っても、なお遺構に与える影響が大きいクスノキについては伐採を検討し、できる限り現状の状態を保って遺構を後世に保存する必要があると考えます。

土塁については、貴重な遺構であることを踏まえ、その顕在化を図る必要があります。しかし、現状では樹木が多数生えて土塁への影響が大きい状況にあります。市街地等との遮蔽効果等の役割もあることを考慮して、第1段階としては、樹木の高さの切り詰め等を行って土塁への負荷がこれ以上高まらない措置を行った上で、実施後にも遺構への影響や植栽の状況を検証し、北側法面を生かした他の樹種による遮蔽効果の置き換え等を随時行うことで、土塁への影響を軽減していく必要があると考えます。

4 第1段階実施計画（平成25年度）

北東土塁上のクスノキについて、図に示した8本を伐採します。主に、クスノキが3列にわたって生育している「蔵3」周辺を主体とし、合わせて「蔵1」部分にある生育のよくないクスノキを対象とします。

その他のクスノキについては、全体を現在の4分の3程度の高さを成長の上限として、樹木ごとの状況を考えながら概ね3分の2から2分の1程度の高さまで詰めます。合わせて枝下しを行うことにより、起伏ある健全で良好な生育を促すとともに、伐採されたクスノキの間を埋める形で枝葉が生育することを狙います。

これらの伐採と枝下しを行うことにより、光を入れて地被植物の生育をもたらすとともに、北側法面の樹木のよりよい生育をもたらす効果を狙います。

北側法面の樹木については、良好な生育をもたらすために全体の枝下しを行うとともに、図に示したゾーンにおいては、発掘調査成果に基づき遺構への影響を配慮した上で、市街地の遮蔽効果を確保するため、常緑樹などの補植を行います。

また、低層部の遮蔽については、竹垣や塀などの構造物を設置するなど、樹木以外の方法で補うことも検討します。

5 今後の対応

現時点で考えられる今後の対応につきましては、大枠の考え方を（1）及び（2）のとおりまとめます。しかし、第1段階実施の効果や状況を植栽専門部会において検証して議論を行い、今後の具体的な対応内容につきましては、第1段階実施後に改めて検討していきます。

（1）当面の対応

第1段階実施後の樹木の枝張りや根張りの状況を観察、検証しながら、土塁遺構への負担を軽減する方向で枝下しや根切りを行っていきます。

北側法面の樹木については、市街地との遮蔽効果が保てるように生育を促すとともに、定期的に剪定等の管理を行っていきます。

また、植栽専門部会において、第1段階実施後の樹木の枝張りや根張りの

状況を観察、検証しながら、蔵跡等に与える影響が大きいクスノキや生育がよくないクスノキの伐採等について検討し、実施します。

なお、曲輪内部の緑陰の確保や、北東土塁以外の法面なども含めた景観形成のための補植については、今後の発掘調査などの結果を踏まえて、遺構への影響を避けながら、一定程度の面積を確保するよう検討していきます。

(2) 中長期の対応

北東土塁上のクスノキについては、土塁や蔵跡への影響を与え続ける存在であることから、経過を観察しながら、随時剪定や根切り等を行って遺構への影響を最小限にする措置を行っていきます。

また、北東土塁上のクスノキが、枯死もしくは病変などによる生育の著しい悪化や傾斜などにより倒木の危険性が高まった場合は、来場者の安全や遺構の保護を考慮し、伐採等により対応します。また、北側法面の常緑樹がある程度生育して遮蔽効果が確保された段階で、遺構への影響が大きいものについては、市民の理解を得ながら順次伐採し、北側法面へ樹木を置き換えていくことを検討します。

入場無料

作曲家 石井 歡さん

ピアノ寄贈式 & 記念コンサート

Ceremony ピアノ寄贈式典

小田原市板橋在住であった作曲家の故 石井歡さんが自宅で愛用していたグランドピアノをご寄贈いただくにあたり、寄贈式典を行います。ピアノはかもめ図書館視聴覚ホールに設置されます。

Concert 記念コンサート

石井歡さんと親交が深かった山田浩子さん(ソプラノ歌手)と小田原医師会合唱団による記念コンサートです。小田原市ゆかりの北原白秋の詩に石井歡さんが作曲した「花」などを演奏します。

| | | |
|-----------|--------|-------------------|
| 小田原医師会合唱団 | 箱根八里 | (鳥居 忱作詞・滝廉太郎作曲) |
| | ゆりかごの歌 | (北原白秋作詞・草川 信作曲) |
| | 赤とんぼ | (三木露風作詞・山田耕作作曲) |
| ソプラノ 山田浩子 | 花 | (北原白秋作詞・石井 歡作曲) |
| ピアノ 田端 ゆみ | カトレアの詩 | (中村千栄子作詞・石井歡作曲) |
| | おみやげ | (宮沢章二作詞・石井 歡作曲) 他 |



*都合により曲目等変更になる場合がございます。



いい かん
作曲家 石井 歡

1921年(大正10年)3月30日生まれ。

父は舞踊家の石井漢。作曲家の石井眞木は弟、作曲家の石井五郎は叔父にあたる。

昭和11年より石井漢舞踊研究所にてピアノ伴奏、舞踊曲の作曲。終戦後西独ミュンヘン国立音楽大学にて、カルル・オルフ教授はかに師事。帰国後創設期の桐朋学園音楽大学で、作曲家主任、図書館長を務め、その後、愛知県立芸術大学音楽学部教授・学部長・名誉教授として建設時より教育並びに大学運営にあたる。また、長い間、社団法人全日本合唱連盟理事長を務めるなど、音楽文化の向上に寄与した。

小田原市板橋に居を構え、市制60周年記念事業「全国童謡フェスティバル～白秋IN小田原～」(平成12年度～18年度)で実行委員長を務めるなど、小田原市の音楽文化高揚のため尽力した。

2009年11月24日、肺炎のため死去。(享年88歳)

<主な作品>

管弦楽曲 「前奏曲」毎日新聞音楽コンクール第1位)

シンフォニア・アイヌ(芸術祭賞)

今上天皇「皇太子ご成婚祝典序曲」 他

合唱曲 男声合唱組曲「枯木と太陽の歌」

混声合唱「風紋」 他

その他、歌劇、バレエ、映画音楽など

<主な受賞暦>

1984年 紫綬褒章受賞

1993年 ポーランド共和国・1級勲章

「国家功労・黄金十字章」受賞

東海テレビ文化賞受賞

1994年 勲三等瑞宝章を受ける

平成25年 7月7日(日)

14:00開演(13:30開場)

小田原市立かもめ図書館視聴覚ホール

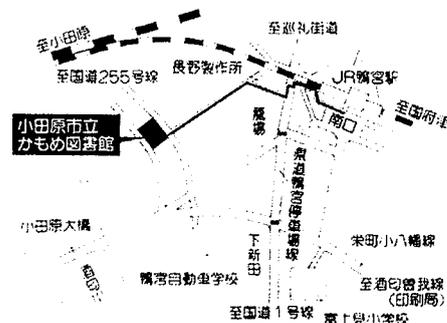
入場無料(要事前申込:TEL 0465-49-7800)

- ◆ 定員になり次第、申し込みを終了いたします。(定員100名)
- ◆ ご来場はできるだけ公共交通機関をご利用ください。
- ◆ 未就学児の入場・同伴はご遠慮ください。

お申し込み : 小田原市立かもめ図書館 小田原市南鴨宮1-5-30(鴨宮駅徒歩10分)

TEL 0465-49-7800

お問い合わせ: 小田原市文化政策課 芸術文化創造係 TEL 0465-33-1709



青少年の体験交流事業等について

1 指導者養成研修事業「おだわら自然楽校（OOTS）」

青少年健全育成の担い手として継続的に活躍できる青少年指導者の、発掘・育成・資質向上を目的とした研修事業です。

(1) 期日・場所・内容

| | 期 日 | 場 所 | 内 容 |
|------|-----------|--------------------|-----------------------|
| 基礎研修 | 5月19日（日） | PAA21 冒険ロープスコース | ゲーム de グループビルド |
| | 6月9日（日） | 真鶴町三ツ石海岸 | 磯遊び入門 |
| | 6月29日（土） | 塔ノ峰青少年の家 | とっておきのセルフレスキュー |
| | 9月7日（土） | 市役所 | リーダーシップトレーニング |
| | 平成26年3月 | 市役所 | 子どもたちのための体験プログラム企画づくり |
| 特別研修 | 11月24日（日） | 未定 | スペシャルコラボ企画 |
| | 12月7日（土） | 市役所 | プロジェクト・ワイルド |
| | 平成26年2月 | 未定 | 冬のアドベンチャー |

- (2) 参加者 基礎プログラム 35人（高校生～60歳代 男性29人・女性6人）
特別プログラム 7月以降募集開始（各プログラムごとの募集）
- (3) 参加費 各プログラム 1,000円～1,500円/人・回

2 青少年交流事業「チャレンジ アンド トライ」

各地区子ども会の代表児童（各地区男女1名ずつ、計46人）が集い、地域の子ども会活動などでリーダーとして活躍できるよう、各種プログラムを体験します。また、参加した子どもたちは、学校の異なる同世代の仲間たちと、新たな交流を広げます。

- (1) 期 日 8月10日（土）～11日（日） <1泊2日>
- (2) 場 所 サンサンヒルズ小田原・城南中学校
- (3) 内 容 自然観察/ナイトウォーク/ネイチャーゲーム ほか
- (4) 参加募集 小学6年生・46人（男23人/女23人） ※各地区の子ども会から選出
- (5) 指 導 者 小田原市子ども会連絡協議会

3 地域少年リーダー養成講座「きらめきロビンフッド」

子どもたちが、新しい仲間と一緒に自然体験やキャンプスキルを習得する中で、地域で活躍できる「少年リーダー」としての自覚と行動力を身につけていくことをねらいとしています。講座は、2泊3日のキャンプ（宿泊研修）を中心とした全4回の年間講座です。

今年度の宿泊研修は「とびだせ おだわらっ子 ふれあいの森」をタイトルに掲げ、仲間と力を合わせ課題解決に取り組みながら、アウトドアや災害時などにも役立つサバイバル術などを体験します。

(1) 期日・場所・内容

| | 期 日 | 場 所 | 内 容 |
|-----|--------------------------|-----------------|-----------------------------------|
| 第1回 | 7月13日（土） | 生涯学習センター けやき | 仲間づくりほか |
| 第2回 | 8月24日（土）～26日（月） ※2泊3日 | 足柄ふれあいの村 | 野外炊事 キャンプ 自然体験 工作体験、サバイバル体験 ほか |
| 第3回 | 10月6日（日） | 市役所 | 記念誌づくりほか |
| 第4回 | 3月2日（日） | 市役所 | 修了証書授与 ほか |

(2) 参加募集 小学5・6年生 定員60人

(3) 指導者 小田原市青少年育成推進員協議会

(4) 参加費 4,000円/人

4 地域・世代を超えた体験学習「あれこれ体験 in 片浦」

参加者である小学5・6年生が、学校や学年を超えたコミュニケーションを図り、また、世代の異なる大人（指導者）たちと交流をしながら、創造性や自立心、豊かな人間性を育むことのできるよう、2泊3日の宿泊体験学習を実施します。

実施に際しては、自然や歴史、生業など地域（会場周辺）の資産を活用し、子どもたちが汗を流しながらじっくりと経験を積める内容としており、日常体験のできないテントでの宿泊を行います。

また、この事業は、青少年の健全育成を支える指導者の実践活動の場、特に「おだわら自然楽校」受講生たちの活躍の場としての性格を併せもっているため、10代から60代まで幅広い年齢層の多くの指導者（大人）が、3日間を通して、子どもたちの指導・支援にあたります。

なお、多くの参加ができるよう、昨年度に引き続き2回の実施をいたします。

(1) 期 日 ①第1回目 7月26日（金）～28日（日） ※2泊3日

②第2回目 8月 3日（土）～ 5日（月） ※2泊3日

<同じ内容を、異なる日程で2回実施します。参加者希望者は、第1回目または第2回目のうち、いずれか一方を選択して申し込みます>

(2) 場 所 旧片浦中学校及び片浦地域

(3) 内 容 仲間作り／野外炊事／キャンプファイヤー／体験型ウォークラリー
食事（テーブルマナー、配膳実習）／夜の集い／ふりかえり（発表）
施設清掃 ほか

(4) 参加募集 小学5・6年生 定員：第1回目48人／第2回目48人 計96人

(5) 指導者 地域・世代を超えた体験学習実行委員会（おだわら自然楽校受講者）

(6) 参加費 7,500円/人

議案第17号

工事請負契約の締結について

平成25年6月14日に随意契約に付した小田原市立町田小学校屋内運動場火災復旧工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年小田原市条例第5号）第2条の規定により、議会の議決を求める必要があることから、次のとおり申出するものとする。

- 1 契約金額 382,830,000円
- 2 契約の相手方 神奈川県平塚市四之宮一丁目8番56号
エス・ケイ・ディ・山一産業特定建設工事共同企業体
代表者 神奈川県平塚市四之宮一丁目8番56号
株式会社エス・ケイ・ディ
代表取締役 長谷川 辰巳
- 3 工期 契約に定める日から平成26年4月30日まで

平成25年6月25日提出

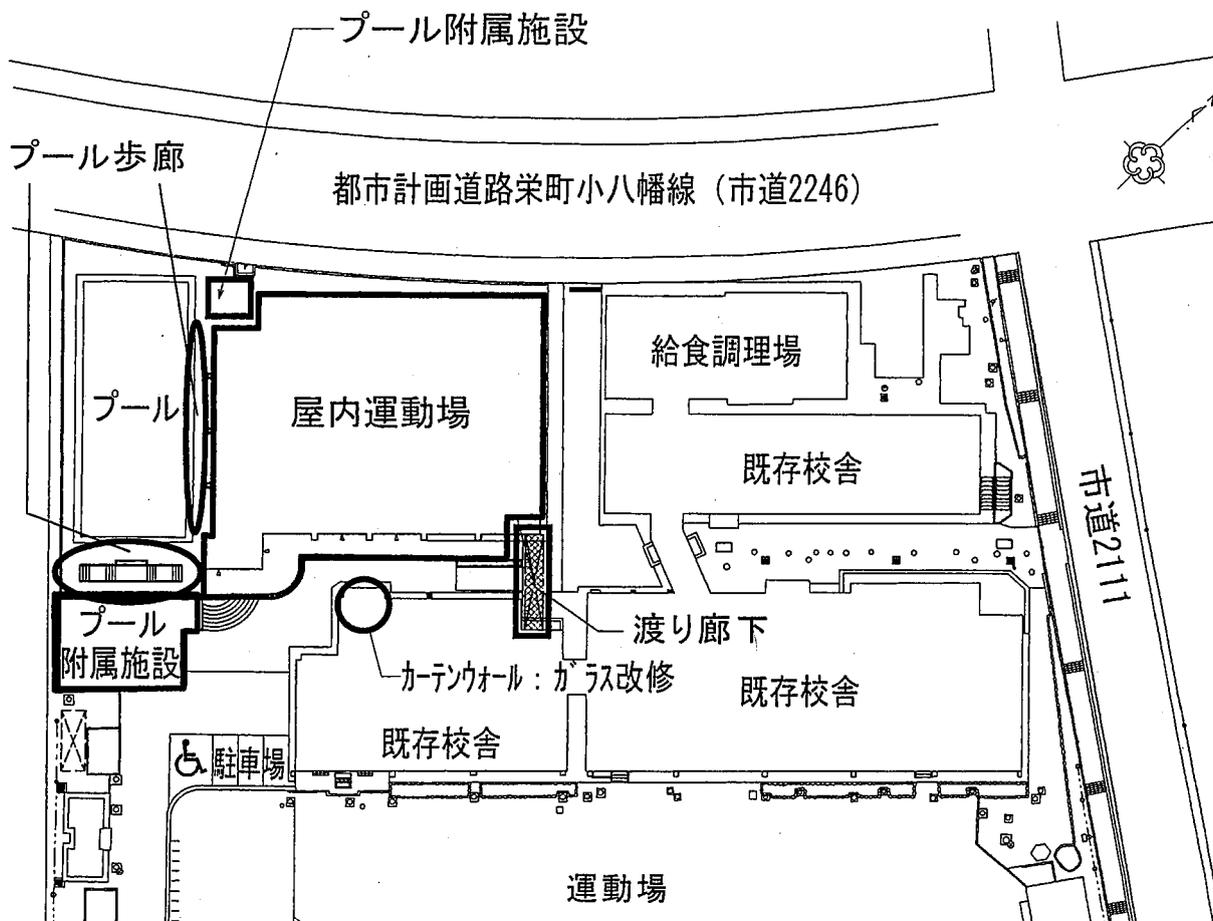
小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

工事請負契約の締結について

工 事 概 要

| | |
|---------|---|
| 工 事 名 | 小田原市立町田小学校屋内運動場火災復旧工事 |
| 場 所 | 小田原市寿町二丁目7番25号 |
| 工 事 概 要 | 屋内運動場新築工事（建築・電気設備・機械設備・外構） 渡り廊下新築工事（建築・電気設備） プール附属施設等新築及びプール歩廊復旧工事 （建築・電気設備・機械設備） 普通教室棟階段室カーテンウォールガラス改修工事 |

配置図



〇 工事箇所

見 積 調 書

件 名 : 小田原市立町田小学校屋内運動場火災復旧工事

見積日時 : 平成25年6月14日 午前11時00分

| 入札者氏名 | 第1回 | 第2回 | 摘 要 |
|------------------------------|-------------|-------------|-----|
| エス・ケイ・ディ・山一産業 特定建設工事共同企業体 | 364,800,000 | 364,600,000 | 落 札 |

上記金額の5%に相当する額を加算した金額が法律上の見積価格である。

落札金額 382,830,000 円 (税込み)

予定価格 382,866,750 円 (税込み)